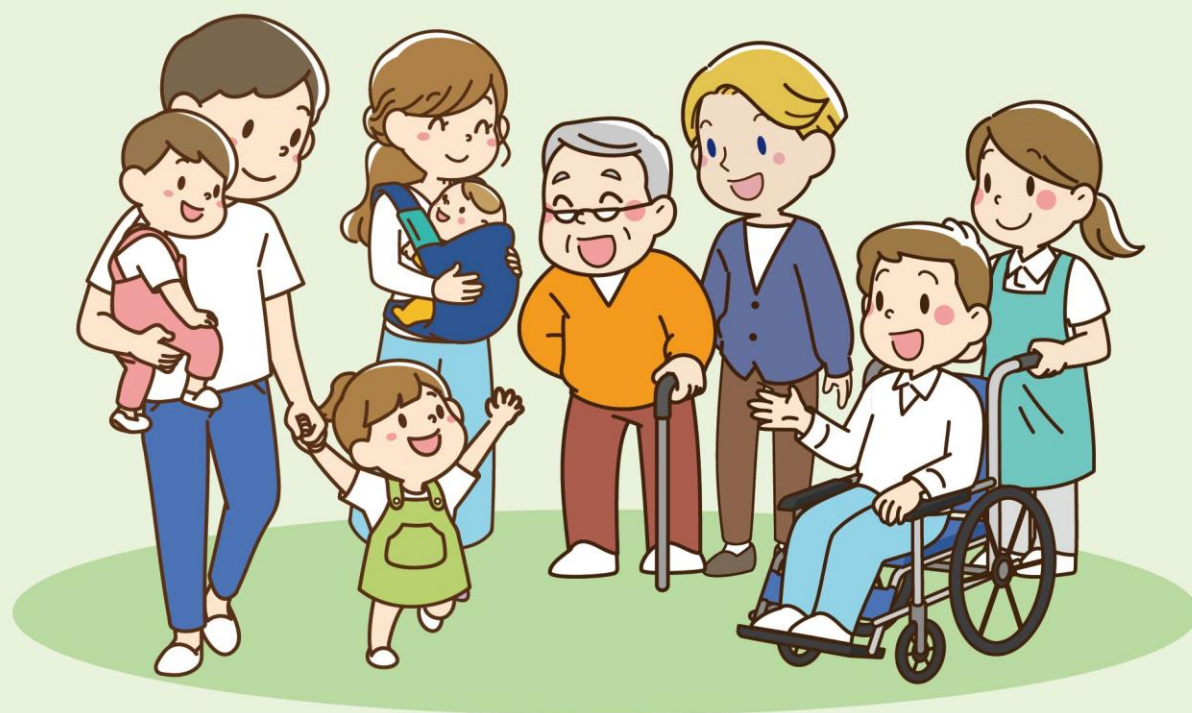


第5期 八百津町地域福祉（活動）計画

（2024年度（令和6年度）▶2028年度（令和10年度））



やさしい気持ち
おもいやりの気持ちで
つながるまち



令和6年3月
八百津町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	3
3 計画の策定体制	6
第2章 八百津町の現状.....	7
1 統計調査からみる八百津町の現状	7
2 八百津町の福祉の動向	13
3 八百津町の地域活動等の動向	17
4 アンケート調査の主な結果	18
5 懇談会のまとめ	37
6 アンケート結果等からみる課題のまとめ	38
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 施策の体系	43
4 計画を進める上での視点	44
第4章 施策の展開.....	45
基本目標1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり.....	45
基本目標2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり.....	59
基本目標3 地域福祉推進のための体制づくり	65
基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり.....	74
成果指標	81

第5章 八百津町成年後見制度利用促進基本計画（第2期）... 82

1 趣旨	82
2 計画の位置づけ	82
3 基本目標	83
4 施策の展開	84
成果指標	88

第6章 八百津町再犯防止推進計画..... 89

1 趣旨	89
2 計画の位置づけ	89
3 基本的方針	90
4 具体的施策	90

第7章 計画の推進..... 92

1 計画の推進体制と評価	92
--------------------	----

参考資料..... 93

1 策定経過	93
2 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱	94
3 令和4・5年度 八百津町保健福祉推進協議会名簿.....	96
4 用語解説	97

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、子育てに悩む保護者の孤立、子どもや高齢者に対する虐待や自殺者の増加、80代の親が50代の子どもの生活を支えるという8050問題等、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。

また、2015年9月には、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が国連サミットにおいて全会一致で採択され、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取組が進められています。

こうした中、「地域共生社会」の実現に向け、行政だけでなく、企業・ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間の主体が担い手となり、行政と協働しながら、きめ細かな活動により、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障がいのある人、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが必要です。

本町においても、「八百津町総合計画」において、「地域福祉活動の推進」、「町民主体の福祉づくり」を目指して、施策を推進してきました。

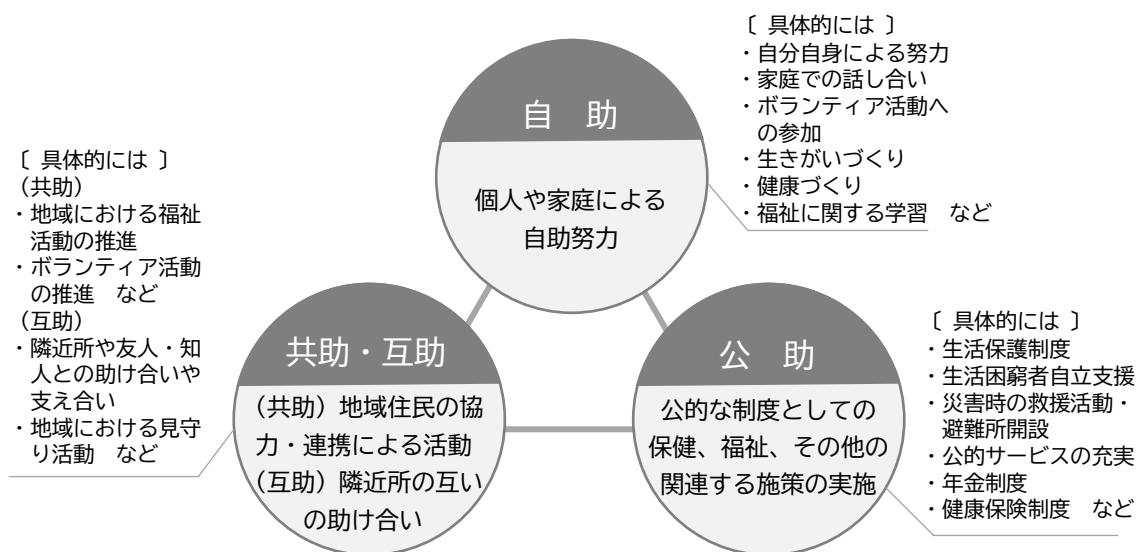
この度、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進する「第5期八百津町地域福祉（活動）計画」を策定します。

(2) 地域福祉の目的

「地域福祉」とは、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図っていくことが規定されています（法第4条）。地域生活課題の解決に向けて、自助、共助・互助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取組をしていくことが必要とされています。

さらに、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、令和2年6月の社会福祉法改正により、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一体的な取組として重層的支援体制整備事業が創設されました。これにより、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。



2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法律の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯防止推進法第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。

<参考>

(社会福祉法)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

<参考>

(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

<参考>

(再犯の防止等の推進に関する法律)

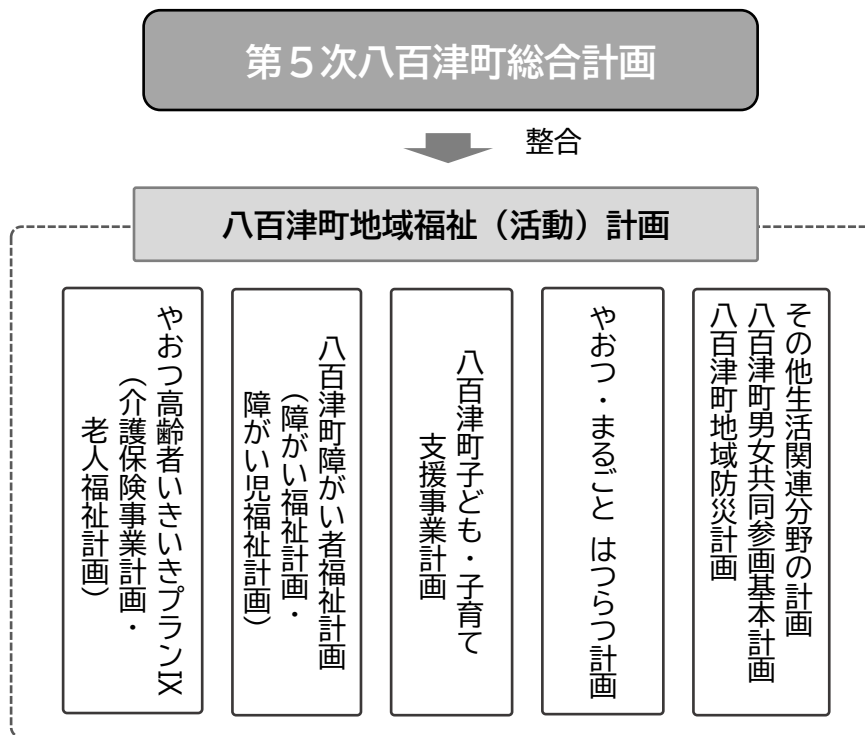
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、八百津町第5次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

計画年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
総合計画	→	次期計画								
地域福祉計画	第5期計画				次期計画					

3 計画の策定体制

(1) 八百津町保健福祉推進協議会による協議

本計画を策定するにあたり、「八百津町保健福祉推進協議会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

(2) 町民等のニーズの把握

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、住民を対象に「八百津町地域福祉計画 ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施し、意見や課題を計画に反映させています。

また、地域福祉懇談会を行い、町民の意見を計画に反映させています。

■ アンケート調査実施概要

調査対象	【町民】町在住の20歳以上の方の中から無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
調査期間	令和4年12月から令和5年1月20日まで
回収結果	【町民】有効回答数：407件 有効回答率：40.7%

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するためパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

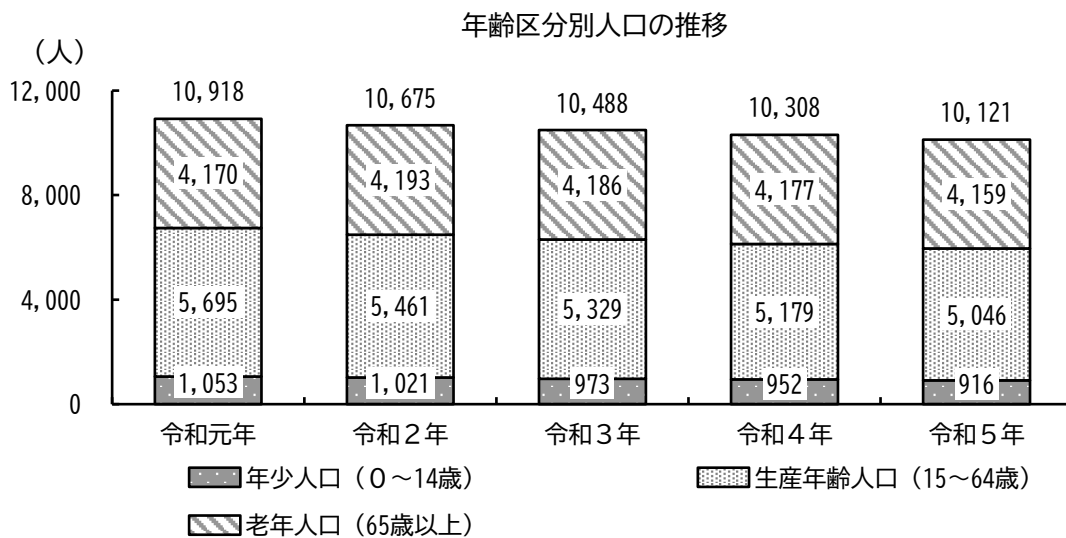
八百津町の現状

1 統計調査からみる八百津町の現状

(1) 年齢区分別人口の推移

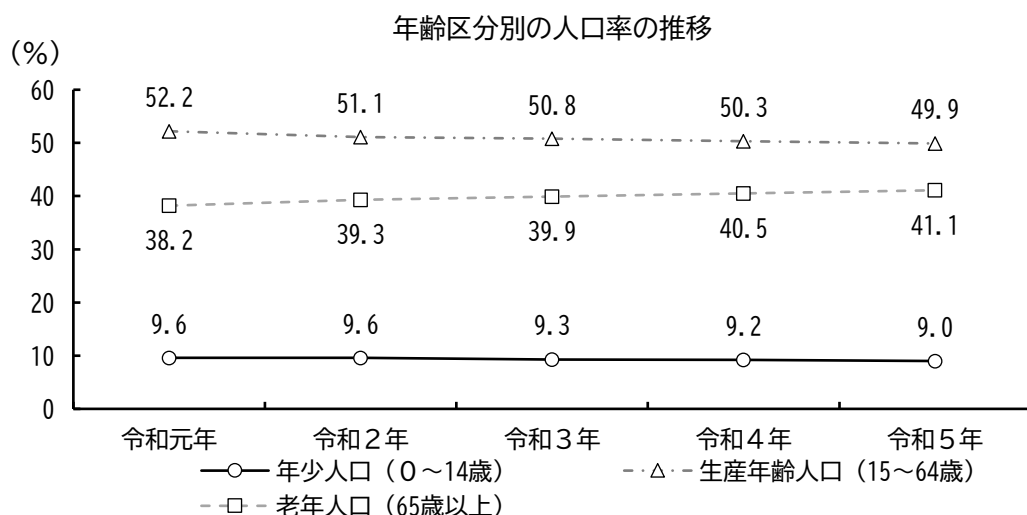
本町の総人口は、年々減少しており、令和5年には10,121人となっています。

年齢別でみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。一方で、65歳以上の老年人口は横ばい傾向にあり、令和5年9月30日現在では、4,159人となっています。



(2) 年少人口率・生産年齢人口率・老年人口率の推移

令和元年から令和5年までの年齢区分別の人口率の推移をみると、令和5年における年少人口率は9.0%、生産年齢人口は49.9%とどちらも減少傾向にあります。老年人口をみると、令和5年は令和元年に比べ2.9ポイント増の41.1%と、全人口の3分の1以上の割合となっています。



(3) 各地区の人口

各地区の人口をみると、和知で最も多く、3,301人となっています。一方、一番少ないのが福地で296人となっています。65歳以上人口は、八百津・久田見・福地・潮南が、すべて45%以上を超えています。

各地区の人口

地区名	区分	年齢区分			総数
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	
八百津	人口(人)	236	1,461	1,444	3,141
	割合(%)	7.5	46.5	46.0	100.0
伊岐津志	人口(人)	211	1,059	660	1,930
	割合(%)	10.9	54.9	34.2	100.0
和知	人口(人)	341	1,818	1,142	3,301
	割合(%)	10.3	55.1	34.6	100.0
久田見	人口(人)	74	405	523	1,002
	割合(%)	7.4	40.4	52.2	100.0
福地	人口(人)	17	111	168	296
	割合(%)	5.7	37.5	56.8	100.0
潮南	人口(人)	27	192	222	441
	割合(%)	6.1	43.5	50.3	100.0

資料：住民基本台帳（令和5年9月30日現在）

(4) 人口動態

平成30年以降の人口動態の推移をみると、すべての期間において自然動態では死亡数が出生数を上回り、社会動態では転出数が転入数を上回っています。

人口動態

単位：人

区分	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	増減	転入	転出	増減
平成 30 年	51	189	-138	233	343	-110
令和元年	40	175	-135	278	287	-9
令和 2 年	31	205	-174	217	288	-71
令和 3 年	41	183	-142	222	267	-45
令和 4 年	38	182	-144	260	294	-34

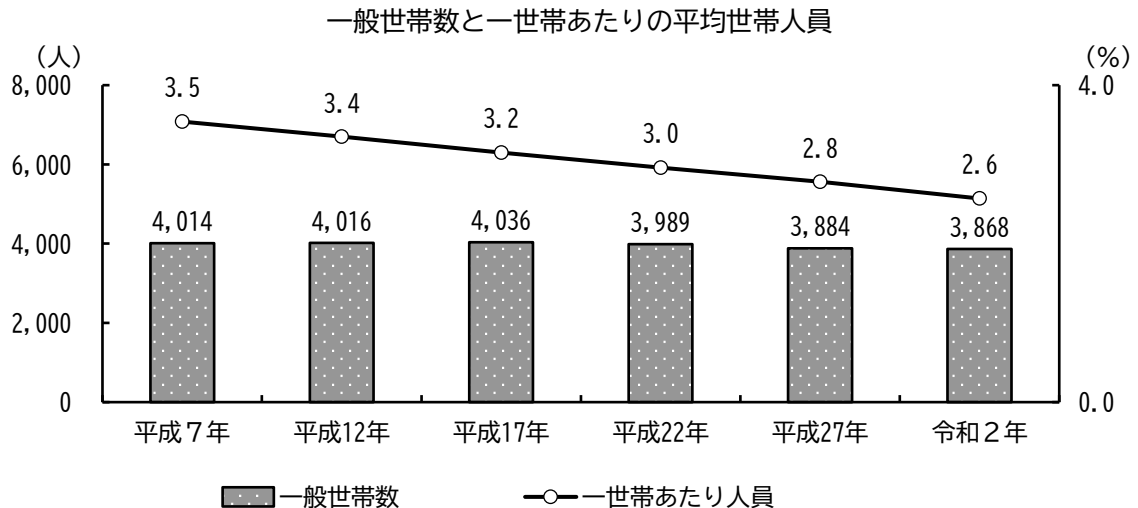
※自然動態及び社会動態は、各年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの動態数

資料：岐阜県人口動態統計調査

(5) 世帯の動向

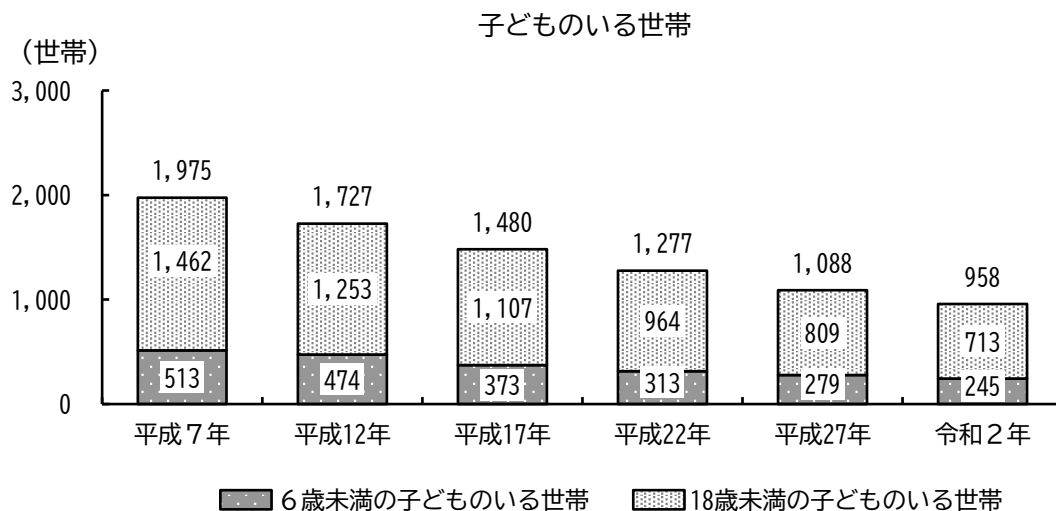
① 一般世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員

一般世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年では3,868世帯となっています。一方で、一世帯あたりの平均世帯人員数は年々減少しており、このことは、育児や介護など、家庭内でまかなえる力の低下につながっているといえます。



② 子どものいる世帯

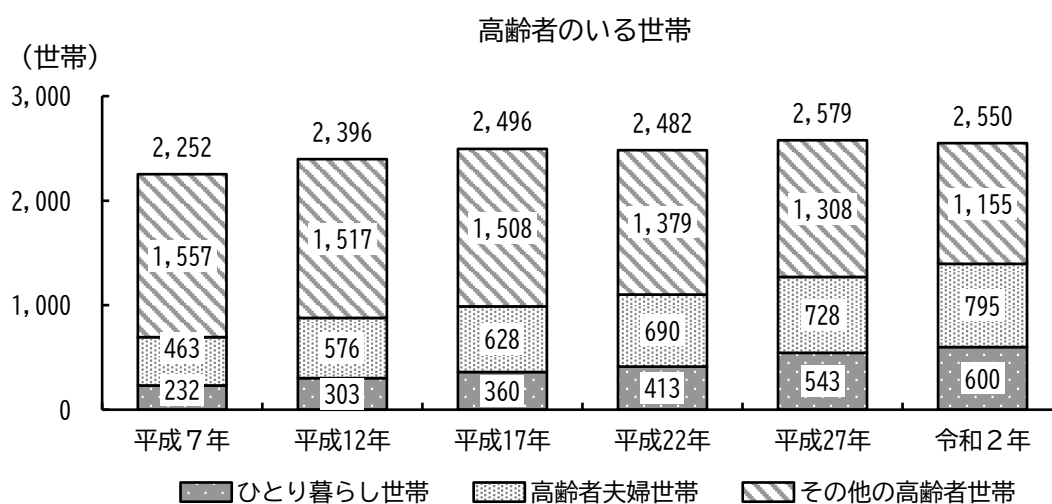
子どものいる世帯数の推移をみると、「6歳未満の子どものいる世帯」「18歳未満の子どものいる世帯」とともに、年々減少しており、少子化の進展がうかがえます。令和2年の子どものいる世帯は、平成7年と比較すると、約半数となっています。



③ 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯数の推移をみると、対象世帯は年々増加しており、令和2年では2,550世帯となっています。

平成12年以降、「ひとり暮らし世帯」や「高齢者夫婦世帯」は増加し、「その他の高齢者世帯」は減少しています。



資料：国勢調査

(6) 就業の動向

① 労働力状態別人口の推移

労働力状態別人口の推移をみると、「労働力総数」は年々減少しており、令和2年は5,222人となっています。また、「完全失業者数」は年々増加していましたが、平成27年で165人に減少し、「完全失業率」も平成22年に比べ、1.37ポイント減少しています。

労働力状態別人口の推移

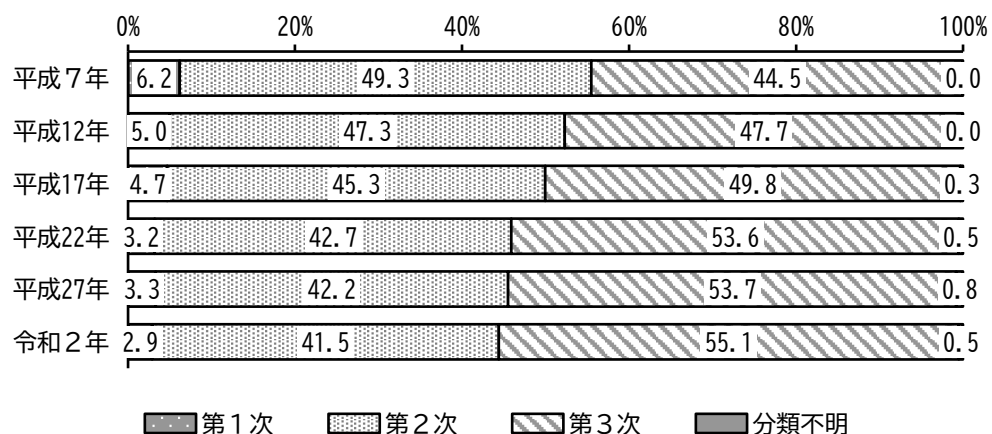
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15歳以上総数(人)	12,061	11,706	11,320	10,639	9,802	9,186
労働力総数(人)	7,381	6,935	6,584	6,020	5,492	5,222
就業者数(人)	7,169	6,683	6,358	5,718	5,327	5,032
完全失業者数(人)	212	252	226	302	165	190
完全失業率(%)	2.87	3.63	3.43	5.01	3.00	3.64
非労働力(人)	4,680	4,771	4,736	4,619	4,310	3,812

資料：国勢調査

② 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第1次産業」と「第2次産業」は年々減少し、一方「第3次産業」が年々増加する傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけては、どの産業も横ばいとなっています。

産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

2 八百津町の福祉の動向

(1) 社会福祉施設の配置状況

町内の令和5年4月1日における社会福祉施設の配置状況は以下のようになっています。

社会福祉施設の配置状況

単位：箇所

区分		八百津町					
		八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
高齢者関係	養護老人ホーム	1	0	0	0	0	0
	特別養護老人ホーム	0	1	0	1	0	0
	老人保健施設	1	0	0	0	0	0
	通所介護事業所 (老人デイサービスセンター)	2	2	1	1	0	0
	小規模多機能型 通所介護事業所	0	0	0	1	0	0
	地域包括支援センター	1	0	0	0	0	0
	指定事業者 (短期入所)	0	1	0	0	0	0
障がい者関係	障がい福祉施設 (グループホーム含)	1	0	0	0	0	1
	児童発達支援事業施設	1	0	0	0	0	0
児童関係	子育て支援センター	1	0	0	0	0	0
	保育園	1	1	1	1	0	0
	小学校	1	1	1	1	0	0
	中学校	0	0	1	1	0	0
その他	保健センター	1	0	0	0	0	0
	福祉センター	1	0	0	0	0	0
	社会福祉協議会	1	0	0	0	0	0

資料：八百津町

(2) 保育園の在園児数

町内の令和5年10月1日現在の保育園の在園児数をみると、定員240人に対して200人となっています。そのうち、3歳未満児が52人となっています。

保育園の在園児数

単位：人

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
八百津保育園	50	0	0	0	6	6	17	29
錦津保育園	100	3	13	16	19	20	15	86
久田見保育園	30	0	0	0	3	4	6	13
和知保育園（私立）	60	4	6	10	7	15	15	57
管外	-	0	0	0	5	2	2	9
管外（認可外）	-	0	0	0	3	0	3	6
小計	240	7	19	26	43	47	58	200

資料：八百津町

(3) 小学校の在校生数

町内の令和5年10月1日現在の小学校の児童数をみると、全体で432人となっています。学年別でみると5年生の87人を除いて、各学年70人前後となっています。

小学校の在校生数

単位：人

小学校名	1年生			2年生			3年生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	12	6	18	10	11	21	7	12	19
和知小学校	14	17	31	16	13	29	15	10	25
錦津小学校	7	12	19	9	2	11	12	10	22
久田見小学校	5	1	6	3	1	4	5	3	8
小学校（計）	38	36	74	38	27	65	39	35	74

小学校名	4年生			5年生			6年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	9	12	21	12	14	26	16	7	23	66	62	128
和知小学校	6	6	12	12	16	28	14	12	26	77	74	151
錦津小学校	9	13	22	13	9	22	4	12	16	54	58	112
久田見小学校	4	1	5	2	9	11	3	4	7	22	19	41
小学校（計）	28	32	60	39	48	87	37	35	72	219	213	432

資料：八百津町

(4) 中学校の在校生数

町内の令和5年10月1日現在の中学校の生徒数をみると、全体で219人となっています。学年別でみると1年生で71人、2年生で80人、3年生で68人となっています。

中学校の在校生数

単位：人

中学校名	1年生			2年生			3年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津中学校	32	31	63	37	33	70	30	30	60	99	94	193
八百津東部中学校	6	2	8	6	4	10	4	4	8	16	10	26
中学校（計）	38	33	71	43	37	80	34	34	68	115	104	219

資料：八百津町

(5) 支援を必要とする人の動向

要支援・要介護認定者数をみると、令和5年度で799人となっています。そのなかで、要支援者は、令和元年度から令和5年度にかけて要支援1が18人増加しています。

一方、要介護者は、令和元年度から令和5年度にかけて要介護1が19人、要介護3が17人、要介護5が27人増加しています。

要介護認定者数

単位：人

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定者数			766	746	751	725	799
要介護認定区分	要支援者	1	78	88	84	95	96
		2	143	120	120	120	120
		計	221	208	204	215	216
	要介護者	1	156	170	175	174	175
		2	126	127	136	108	116
		3	107	96	98	99	124
		4	95	78	95	85	80
		5	61	67	43	44	88
		計	545	538	547	510	583

資料：介護保険事業状況報告月報（各年度10月末）

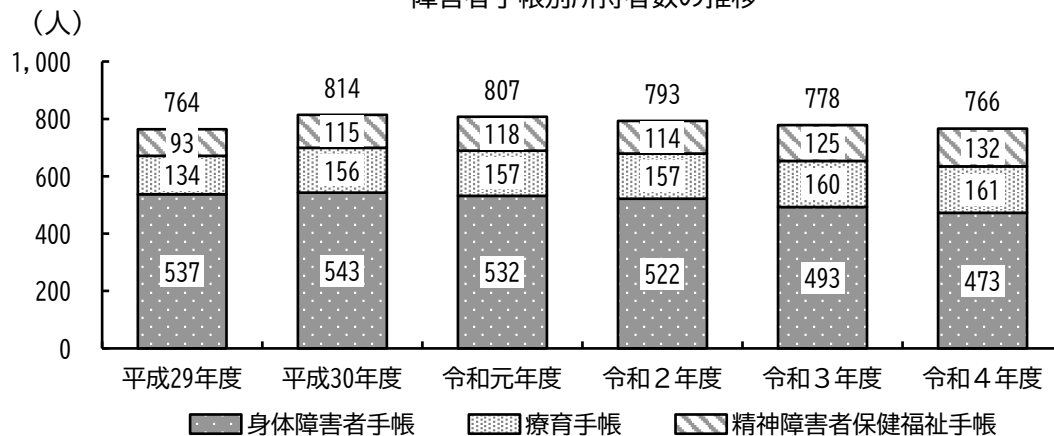
※認定者は第2号被保険者を含む

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年度から減少傾向にあり、令和4年度末現在473人となっています。

療育手帳所持者数は、平成30年からは160人前後で推移しており、令和4年度末現在161人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、令和4年度末現在132人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移



資料：庁内資料（各年度末現在）

※重複障がいを含みます

3 八百津町の地域活動等の動向

(1) 地域の各種団体数等

① 地域の福祉活動を担う役員等

町内の地域の福祉活動を担う役員等の状況は、以下のようになっています。

地域の福祉活動を担う役員等

単位：人

区分	八百津町					
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
民生児童委員	10	3	6	5	2	2
主任児童委員	1			1		
福祉協力員	30	5	16	15	6	5
福祉活動推進員	0	0	0	0	0	0
身体障がい者相談員	0	2	0	0	1	0
知的障がい者相談員	0	0	0	0	0	0

資料：八百津町

② 地域の福祉活動団体等

町内の地域の福祉活動団体等の状況は、以下のようになっています。

町内のボランティア団体・NPO団体数

単位：人

区分	八百津町						
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南	全域
ボランティア活動	1	2	2	1	0	0	15
NPO法人	1	0	1	0	0	0	0

※ボランティア団体のうち 15 団体は、地区を限定せず活動に取り組んでいます。

資料：八百津町

Ⅱ 4 アンケート調査の主な結果

本調査は、「第5期八百津町地域福祉（活動）計画」を策定するにあたり、住民の意見を伺い、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

（1）調査方法

調査対象者	町在住の20歳以上の人
抽出方法・人数	無作為により1,000人を抽出
調査票の配布・回収	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
調査期間	令和4年12月～令和5年1月20日

（2）回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,000通	407通	40.7%

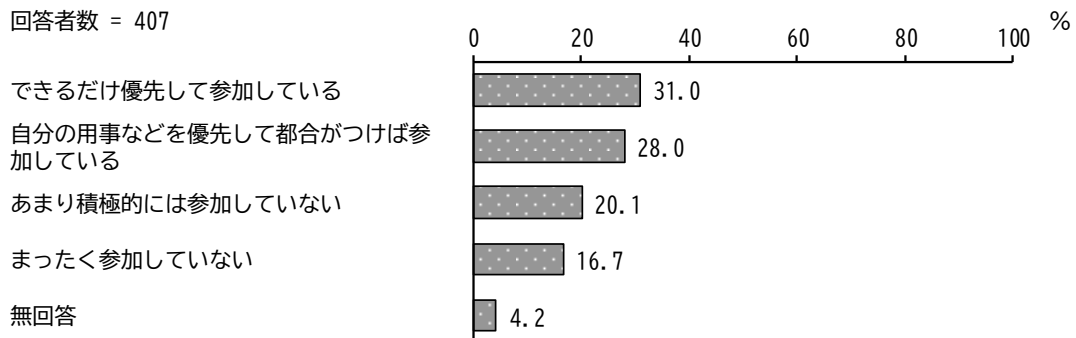
(3) アンケート調査の結果

①地域とのかかわりや地域に対する意識について

ア 地域活動の参加状況

「できるだけ優先して参加している」の割合が31.0%と最も高く、次いで「自分の用事などを優先して都合がつけば参加している」の割合が28.0%、「あまり積極的には参加していない」の割合が20.1%となっています。

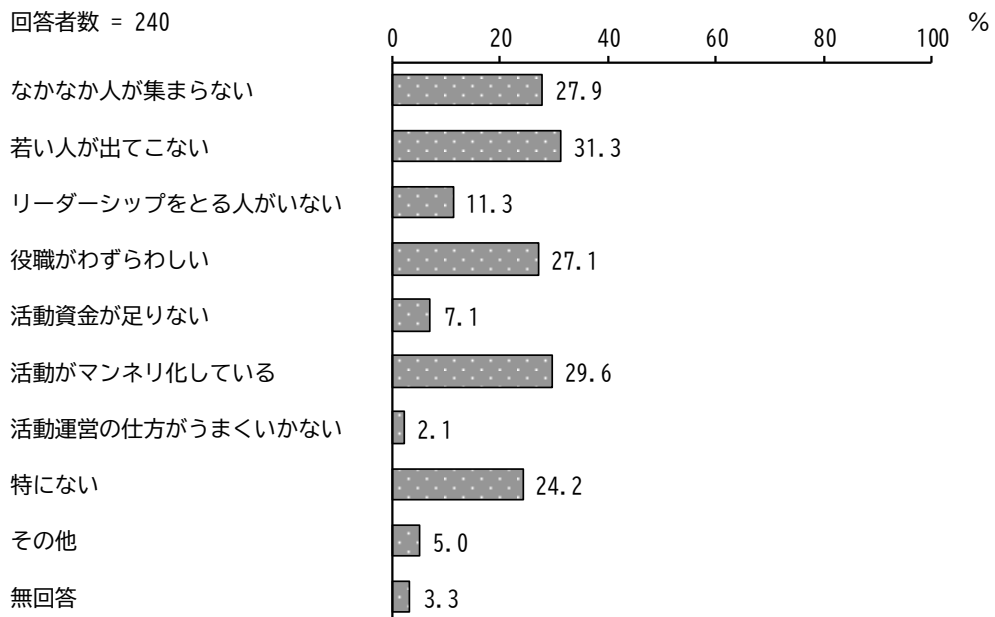
回答者数 = 407



イ 地域活動の問題

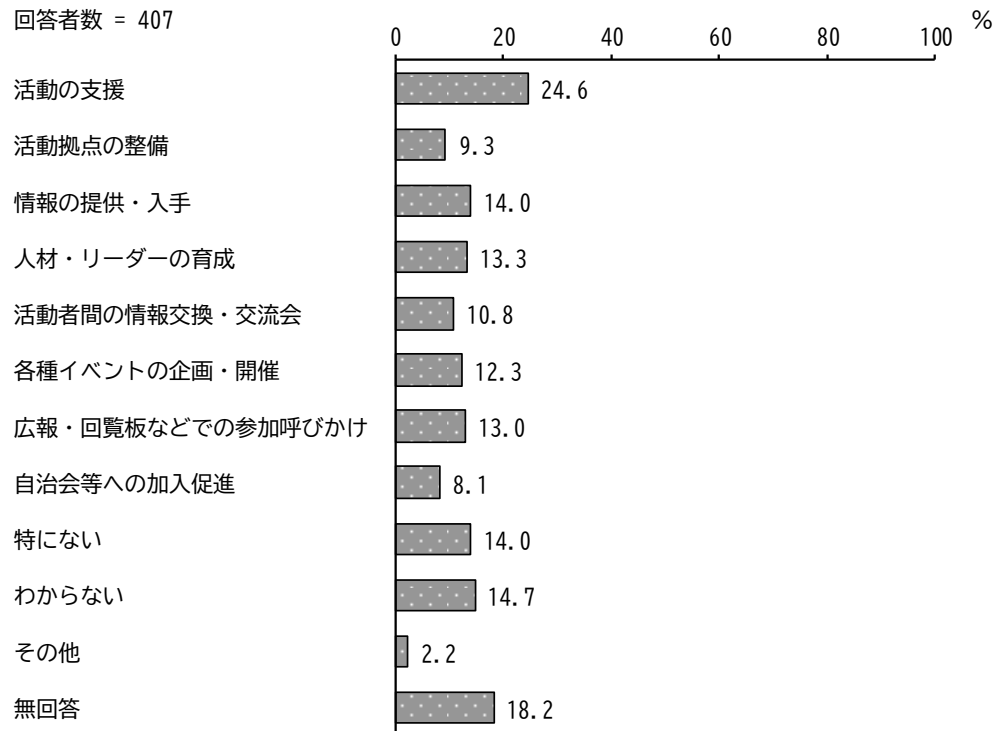
「若い人が出てこない」の割合が31.3%と最も高く、次いで「活動がマンネリ化している」の割合が29.6%、「なかなか人が集まらない」の割合が27.9%となっています。

回答者数 = 240



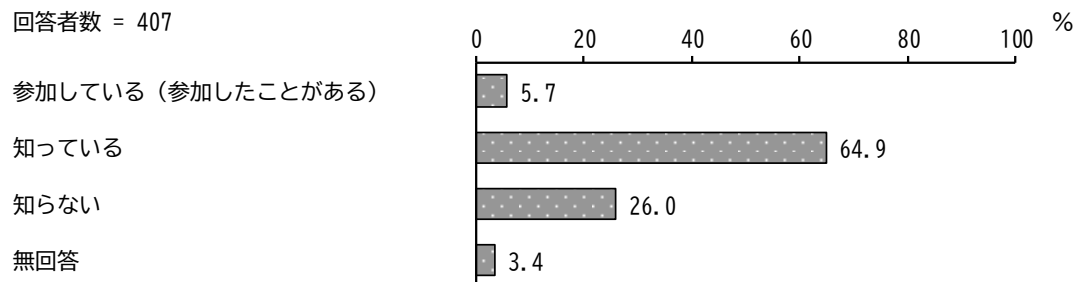
ウ 地域活動の輪を広げていくために必要なこと

「活動の支援」の割合が24.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が14.7%、「情報の提供・入手」、「特にない」の割合が14.0%となっています。



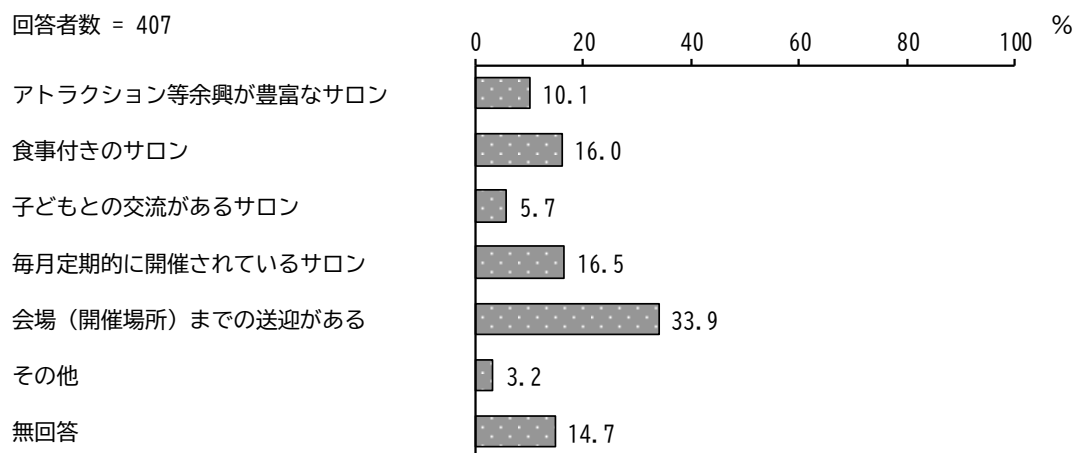
エ 「ふれあいいきいきサロン」が開催されているのを知っているか

「知っている」の割合が64.9%と最も高く、次いで「知らない」の割合が26.0%となっています。



オ 参加したいと思う「ふれあいいいききサロン」の活動

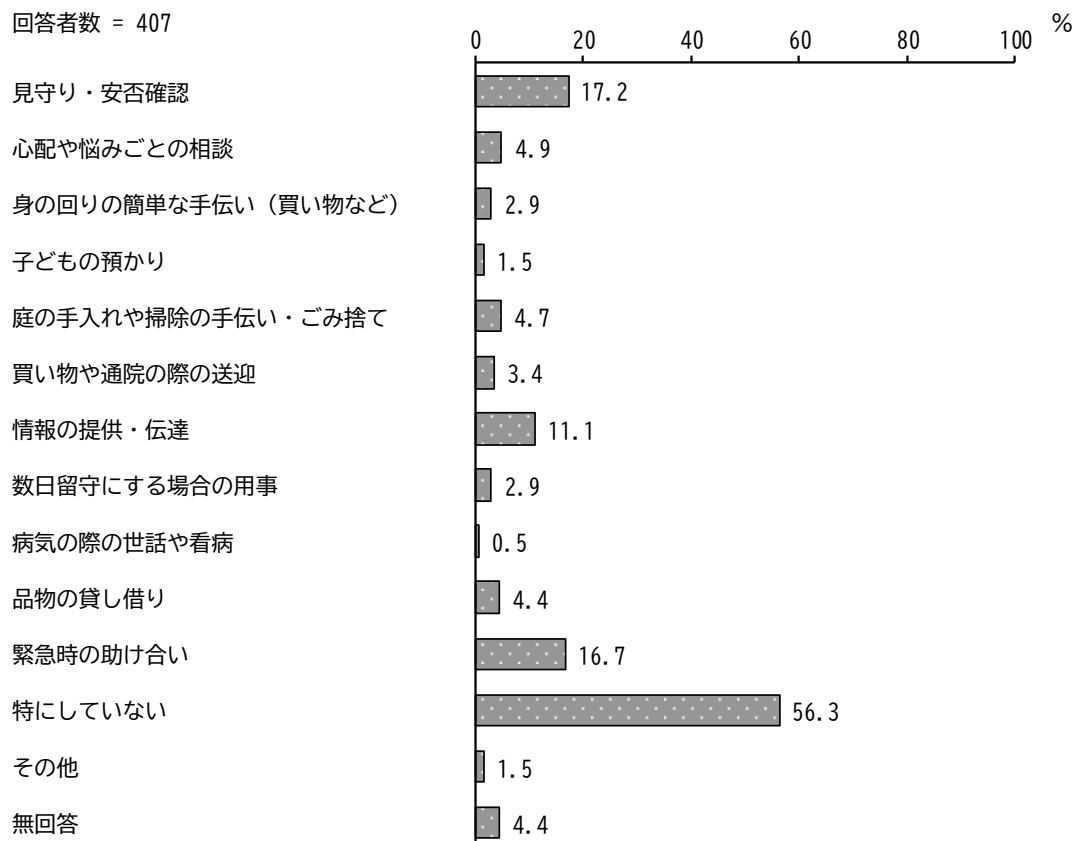
「会場（開催場所）までの送迎がある」の割合が33.9%と最も高く、次いで「毎月定期的に開催されているサロン」の割合が16.5%、「食事付きのサロン」の割合が16.0%となっています。



②地域での助け合いや地域の福祉について

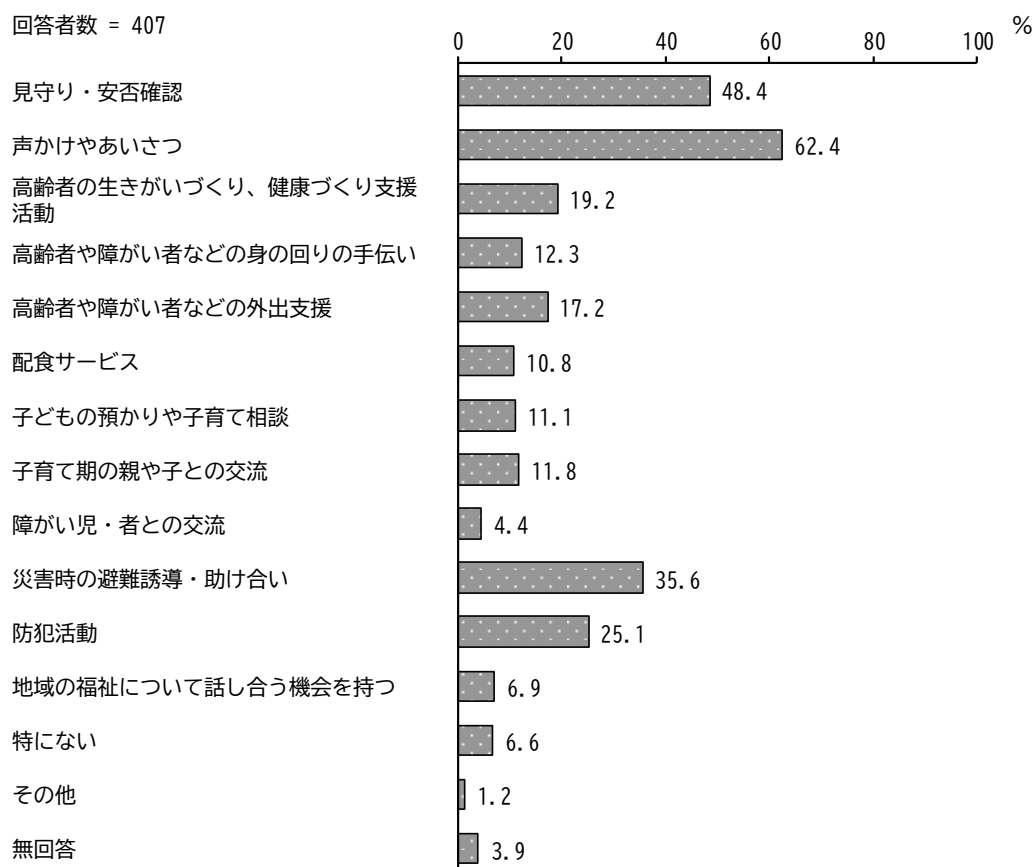
ア 日頃、行っている助け合い

「特にしていない」の割合が56.3%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が17.2%、「緊急時の助け合い」の割合が16.7%となっています。



イ 必要だと思う住民同士の助け合い活動

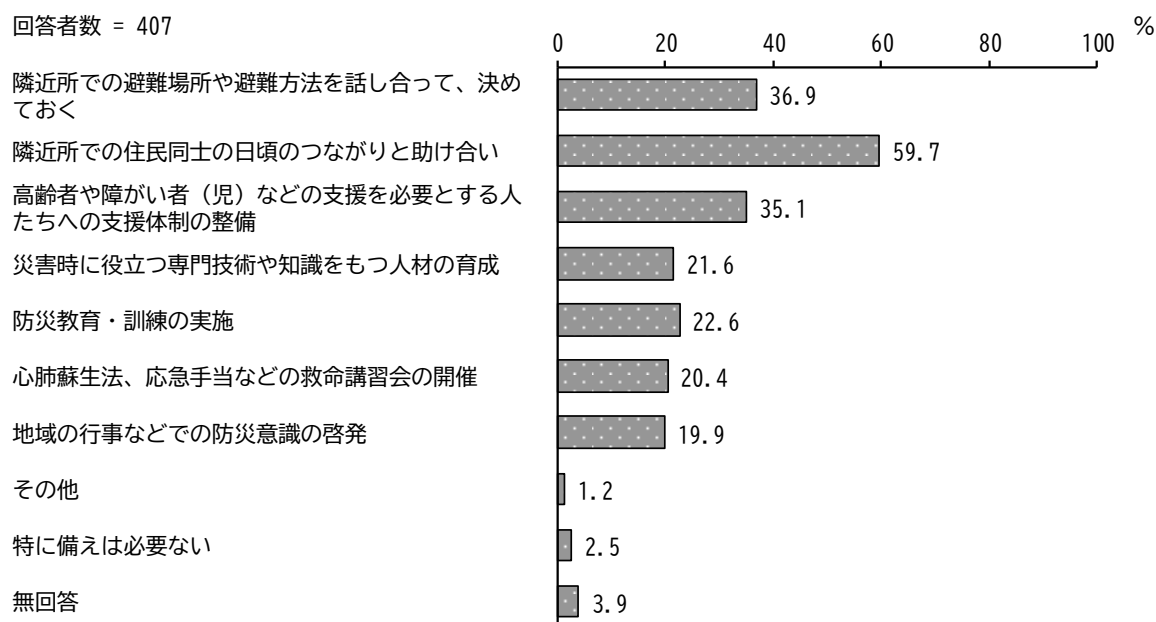
「声かけやあいさつ」の割合が62.4%と最も高く、次いで「見守り・安否確認」の割合が48.4%、「災害時の避難誘導・助け合い」の割合が35.6%となっています。



③災害について

ア 災害に備えて、必要だと思う地域での備え

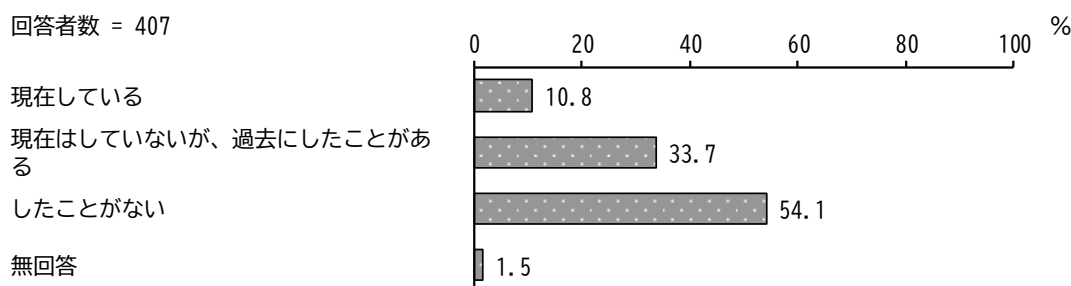
「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が59.7%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合って、決めておく」の割合が36.9%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」の割合が35.1%となっています。



④ボランティア活動について

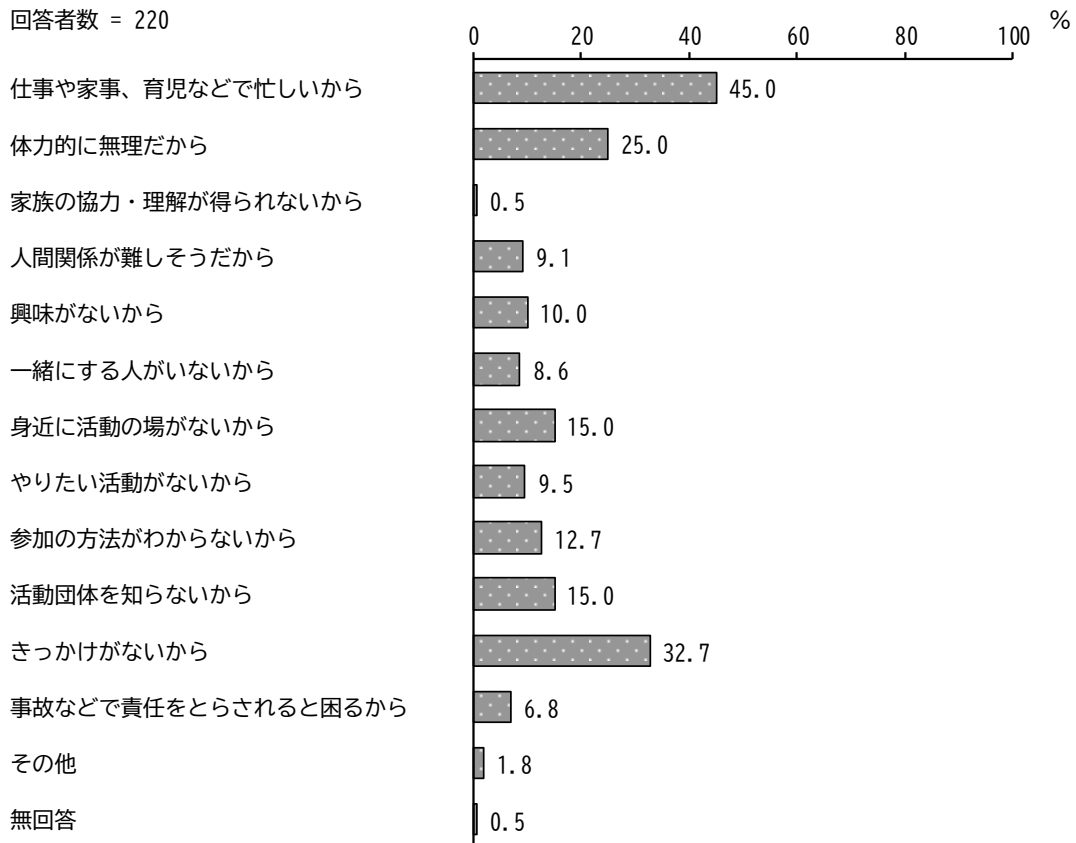
ア ボランティア活動をしたことがあるか

「したことがない」の割合が54.1%と最も高く、次いで「現在はしていないが、過去にしたことがある」の割合が33.7%、「現在している」の割合が10.8%となっています。



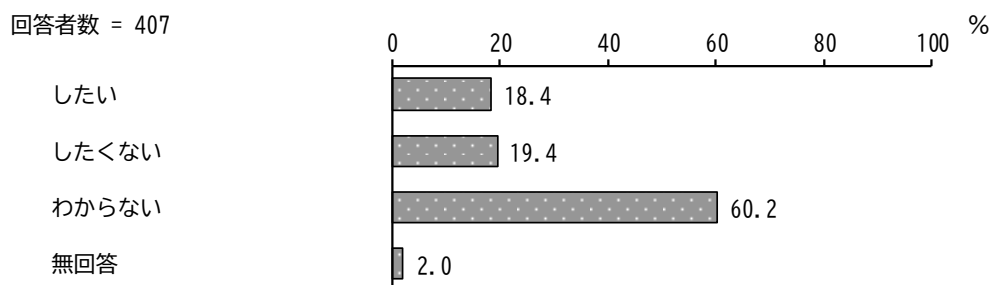
イ ボランティア活動をしたことがない理由

「仕事や家事、育児などで忙しいから」の割合が45.0%と最も高く、次いで「きっかけがないから」の割合が32.7%、「体力的に無理だから」の割合が25.0%となっています。



ウ 今後、ボランティア活動をしたいか

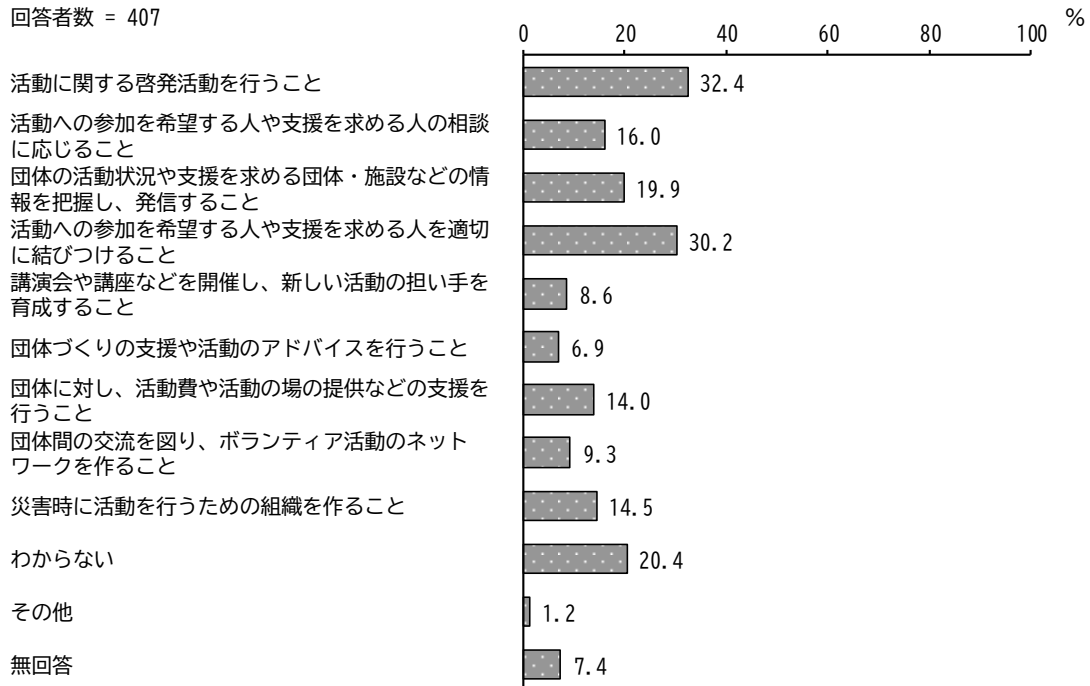
「わからない」の割合が60.2%と最も高く、次いで「したくない」の割合が19.4%、「したい」の割合が18.4%となっています。



エ 「ボランティアセンター」が力を入れるべきだと思うこと

「活動に関する啓発活動を行うこと」の割合が32.4%と最も高く、次いで「活動への参加を希望する人や支援を求める人を適切に結びつけること」の割合が30.2%、「わからない」の割合が20.4%となっています。

回答者数 = 407

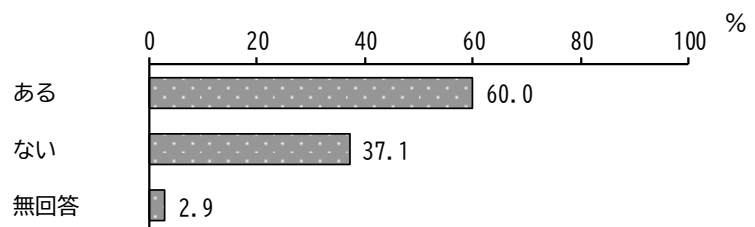


⑤障がい者理解、福祉教育等に関することについて

ア 障がい者に対する差別や偏見が社会にあるか

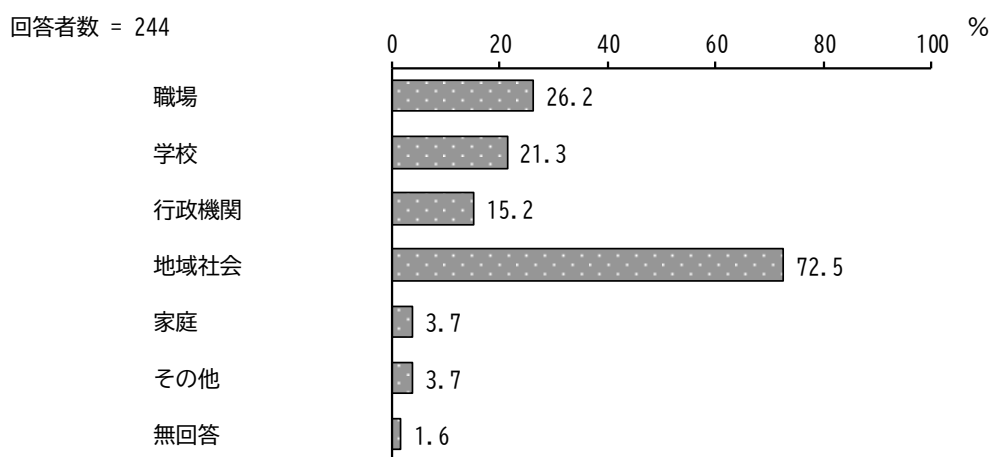
「ある」の割合が60.0%、「ない」の割合が37.1%となっています。

回答者数 = 407



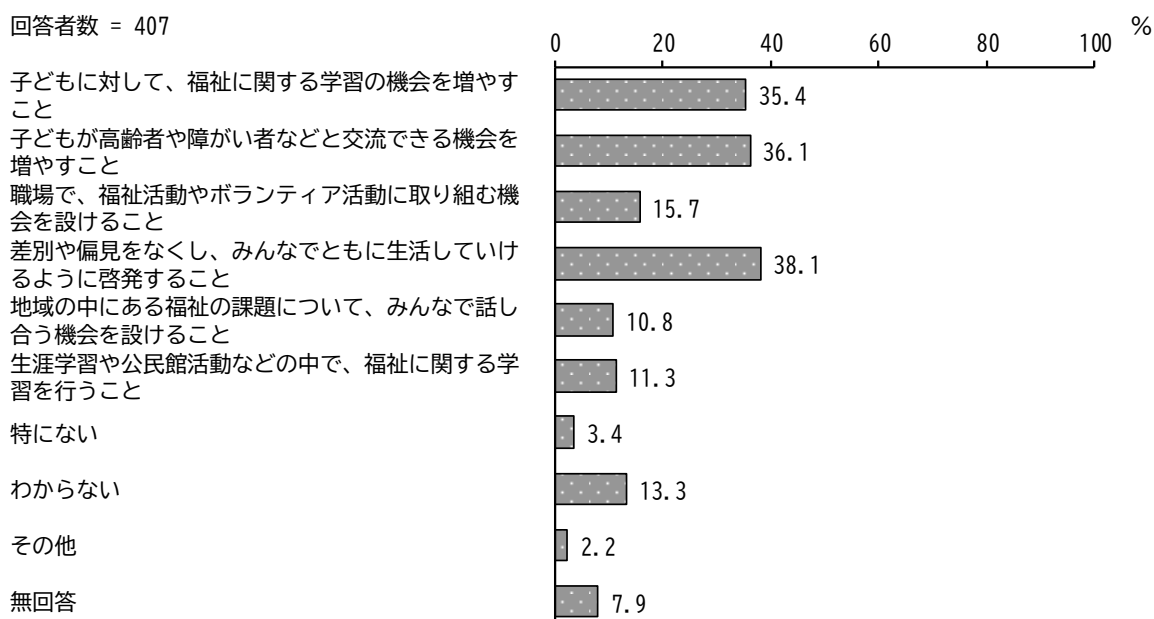
イ 障がい者に対する差別や偏見があった場面

「地域社会」の割合が72.5%と最も高く、次いで「職場」の割合が26.2%、「学校」の割合が21.3%となっています。



ウ 福祉教育の方法として必要なこと

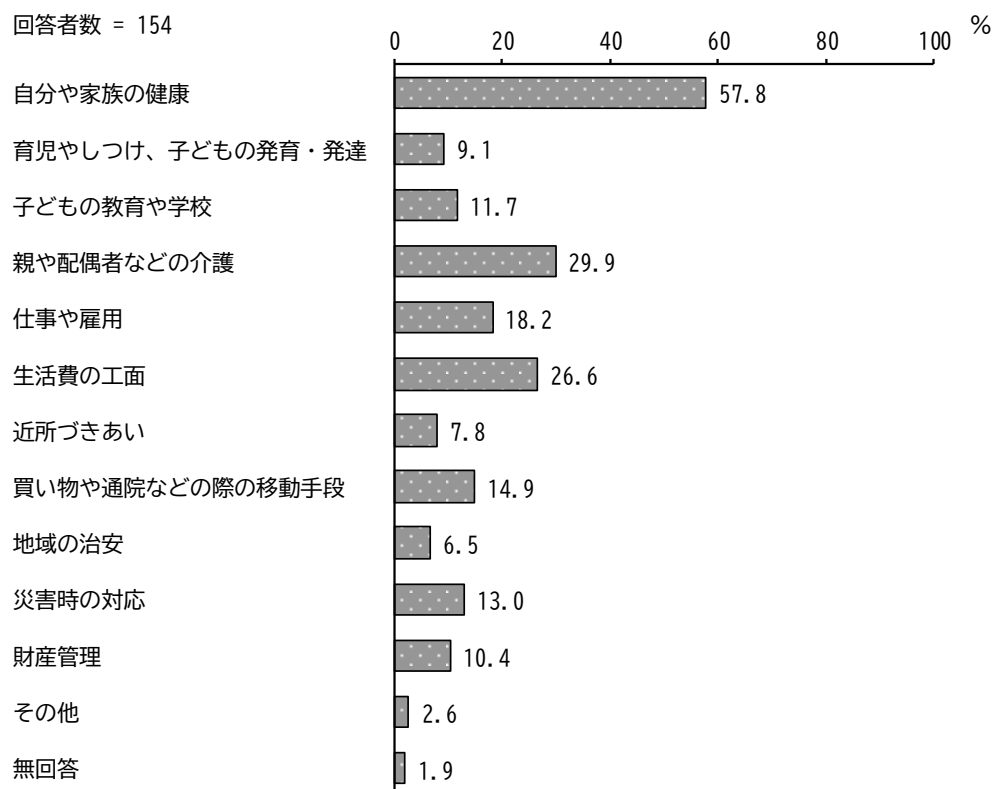
「差別や偏見をなくし、みんなとともに生活していけるように啓発すること」の割合が38.1%と最も高く、次いで「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」の割合が36.1%、「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」の割合が35.4%となっています。



⑥福祉サービスの利用に関することについて

ア 現在、抱えている生活上の悩み

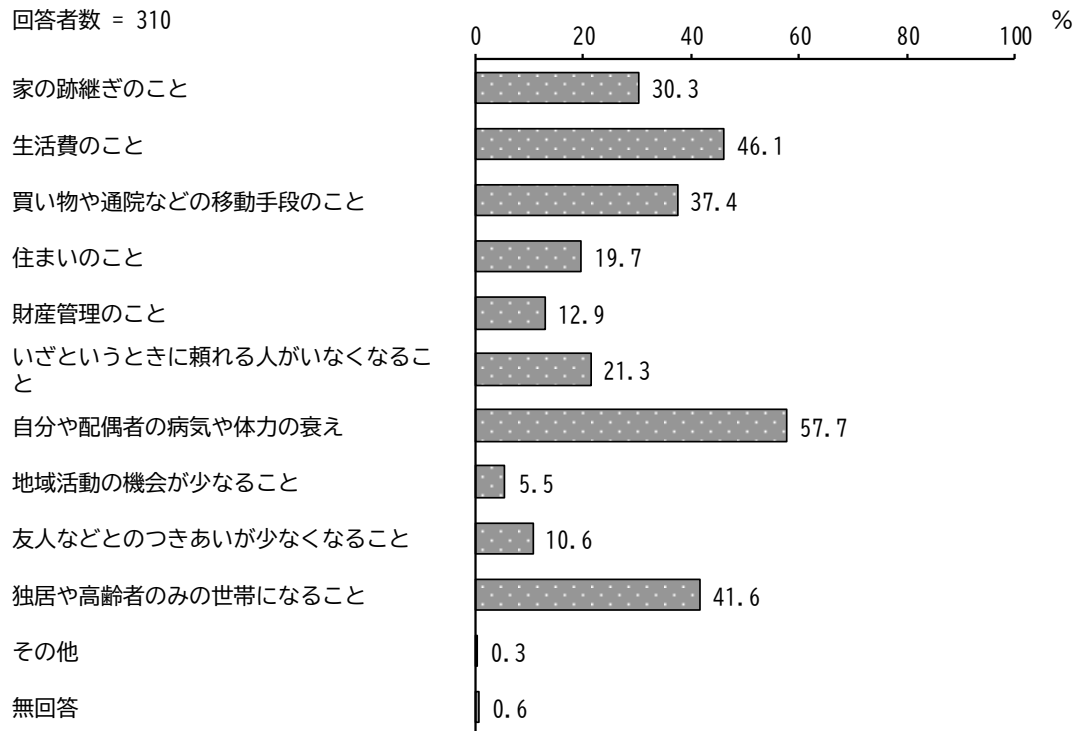
「自分や家族の健康」の割合が57.8%と最も高く、次いで「親や配偶者などの介護」の割合が29.9%、「生活費の工面」の割合が26.6%となっています。



イ 将来の不安について

「自分や配偶者の病気や体力の衰え」の割合が57.7%と最も高く、次いで「生活費のこと」の割合が46.1%、「独居や高齢者のみの世帯になること」の割合が41.6%となっています。

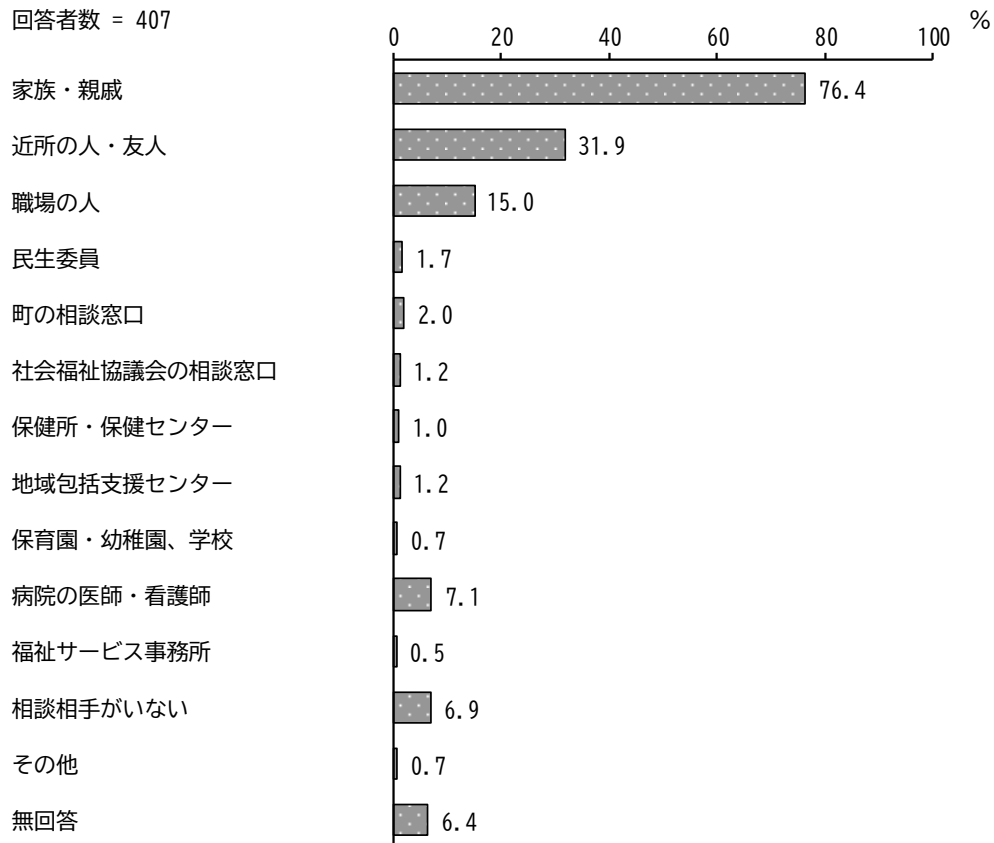
回答者数 = 310



ウ 日常生活の困りごとの相談相手

「家族・親戚」の割合が76.4%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が31.9%、「職場の人」の割合が15.0%となっています。

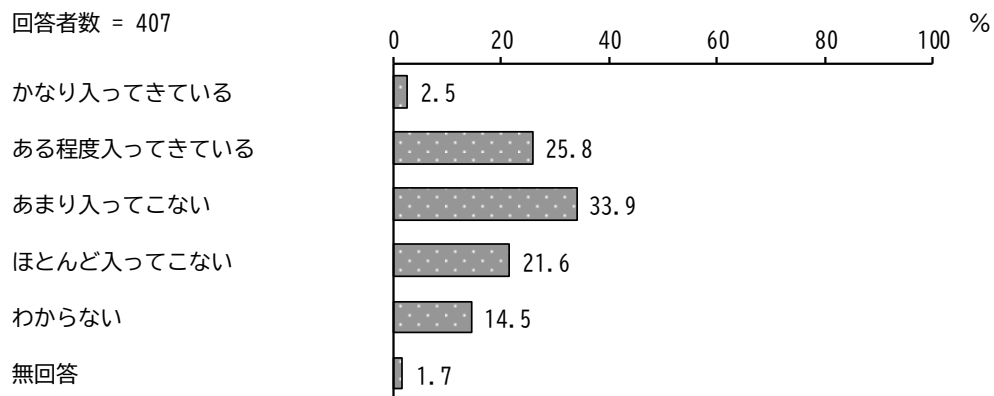
回答者数 = 407



エ 福祉に関する情報が入ってきているか

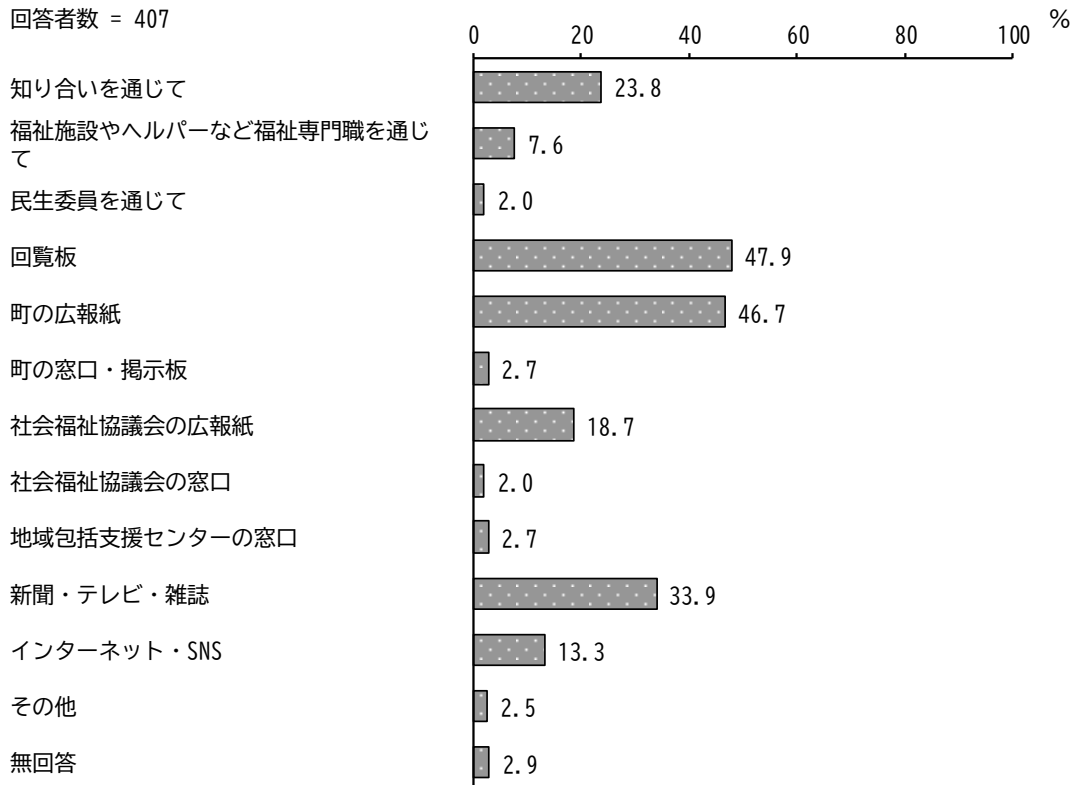
「あまり入ってこない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「ある程度入ってきている」の割合が25.8%、「ほとんど入ってこない」の割合が21.6%となっています。

回答者数 = 407



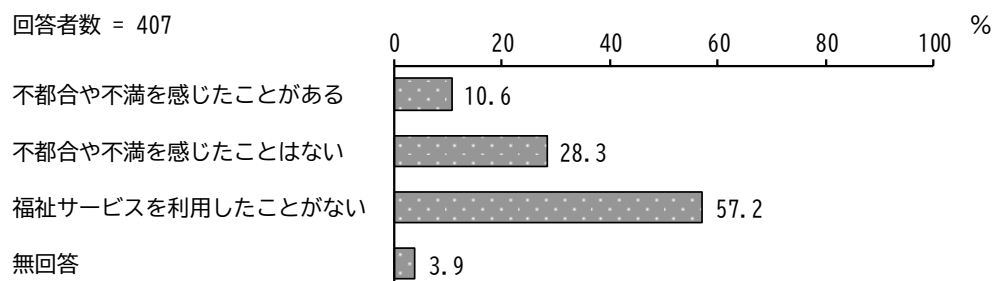
オ 福祉についての情報や知識の入手先

「回覧板」の割合が47.9%と最も高く、次いで「町の広報紙」の割合が46.7%、「新聞・テレビ・雑誌」の割合が33.9%となっています。



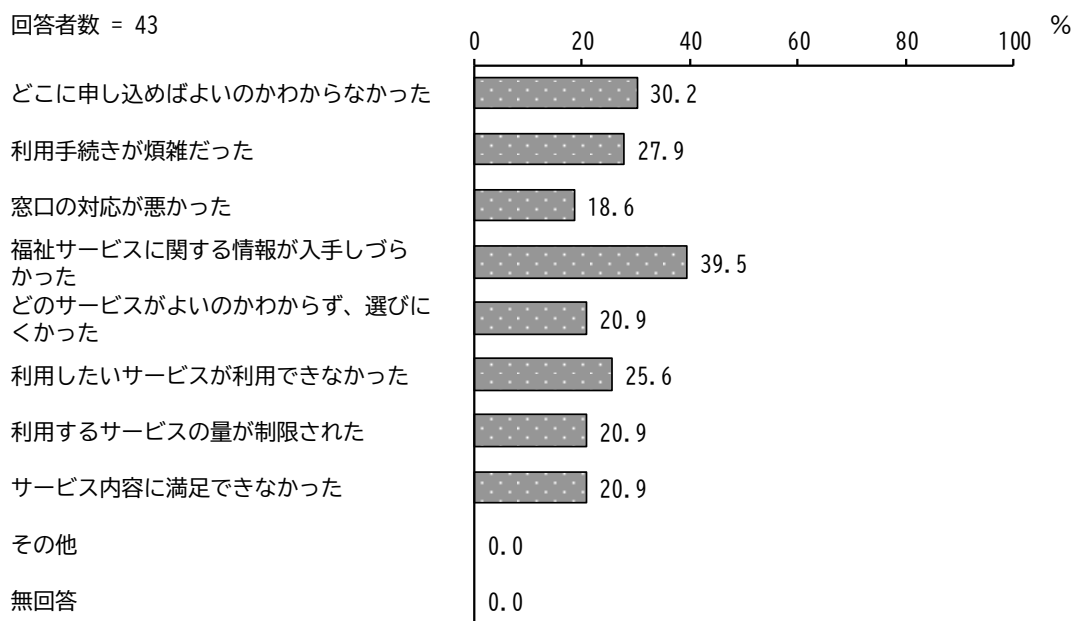
カ 福祉サービスの利用に関して、不都合や不満の有無

「福祉サービスを利用したことがない」の割合が57.2%と最も高く、次いで「不都合や不満を感じたことはない」の割合が28.3%、「不都合や不満を感じたことがある」の割合が10.6%となっています。



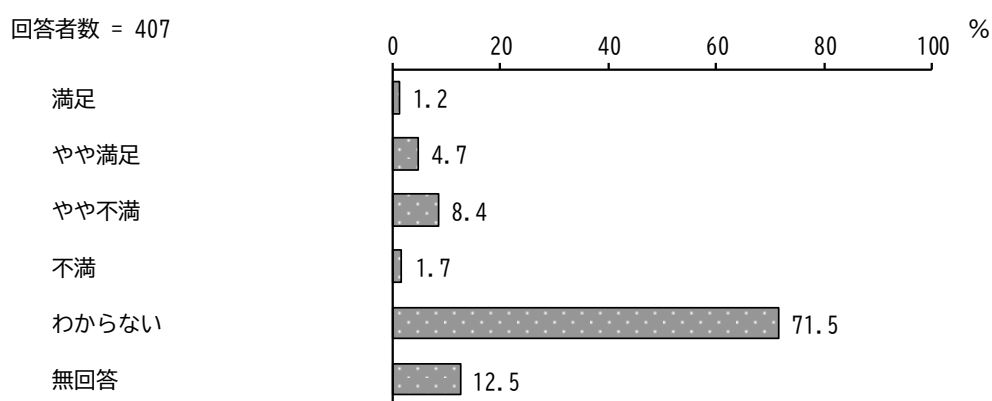
キ 不都合や不満を感じた内容

「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が39.5%と最も高く、次いで「どこに申し込めばよいのかわからなかった」の割合が30.2%、「利用手続きが煩雑だった」の割合が27.9%となっています。



ク 権利擁護体制の推進の満足度

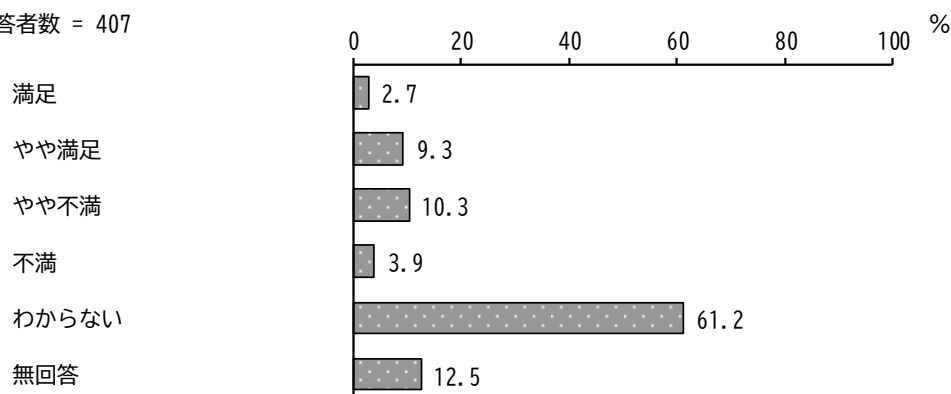
「わからない」の割合が71.5%と最も高くなっています。



ケ 福祉サービス全体の質の向上の満足度

「わからない」の割合が61.2%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が10.3%となっています。

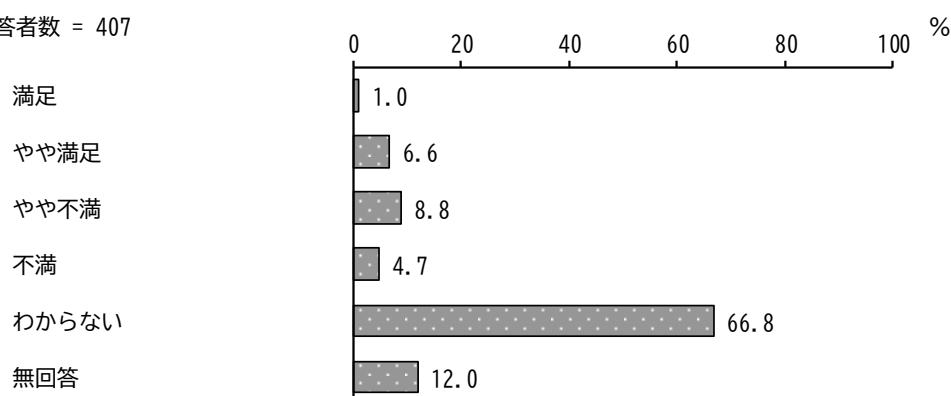
回答者数 = 407



コ 地域福祉を担う各組織のリーダーの養成の満足度

「わからない」の割合が66.8%と最も高くなっています。

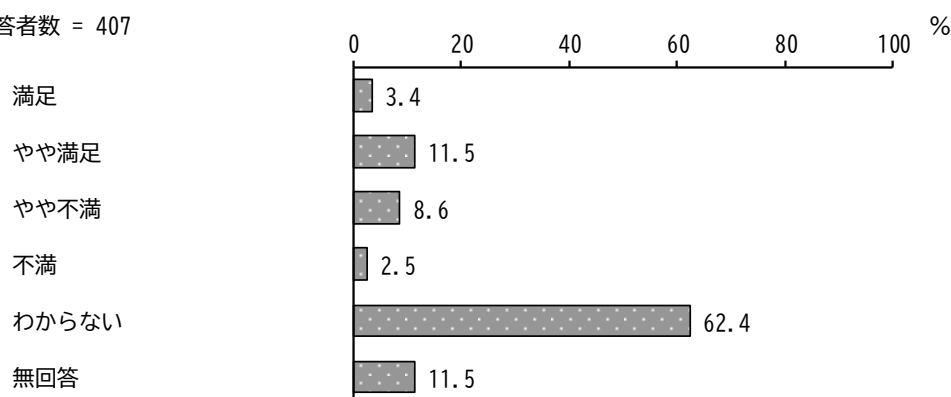
回答者数 = 407



サ 社会福祉協議会の活動の満足度

「わからない」の割合が62.4%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が11.5%となっています。

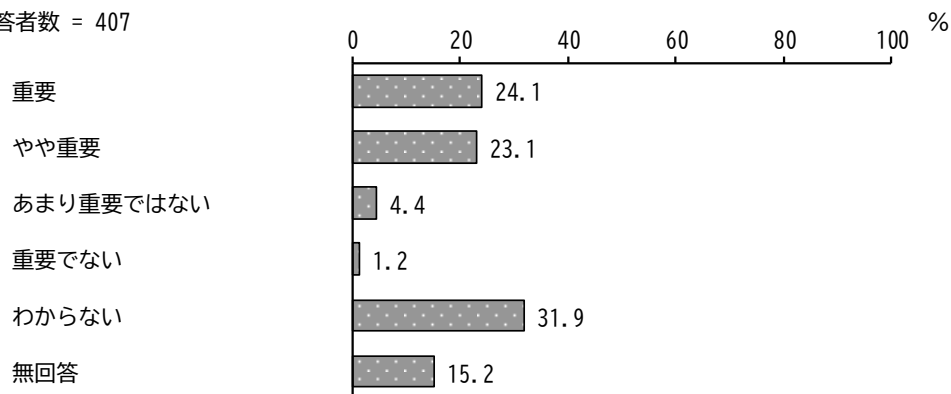
回答者数 = 407



シ 権利擁護体制の推進の重要度

「わからない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「重要」の割合が24.1%、「やや重要」の割合が23.1%となっています。

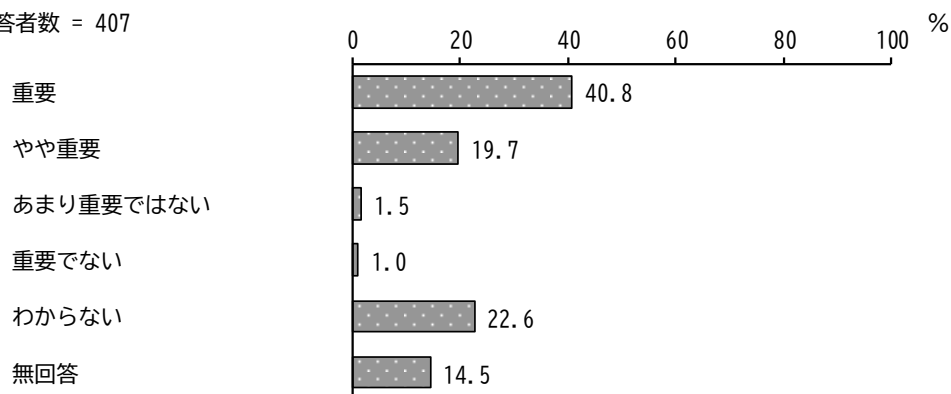
回答者数 = 407



ス 福祉サービス全体の質の向上の重要度

「重要」の割合が40.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.6%、「やや重要」の割合が19.7%となっています。

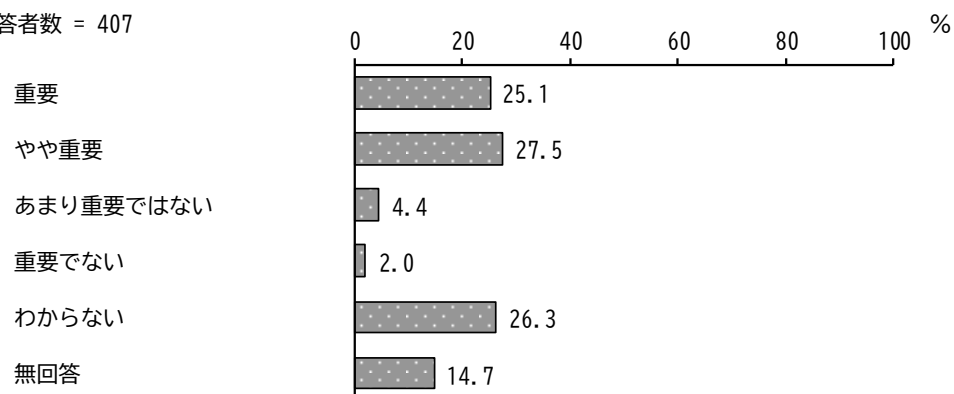
回答者数 = 407



セ 地域福祉を担う各組織のリーダーの養成の重要度

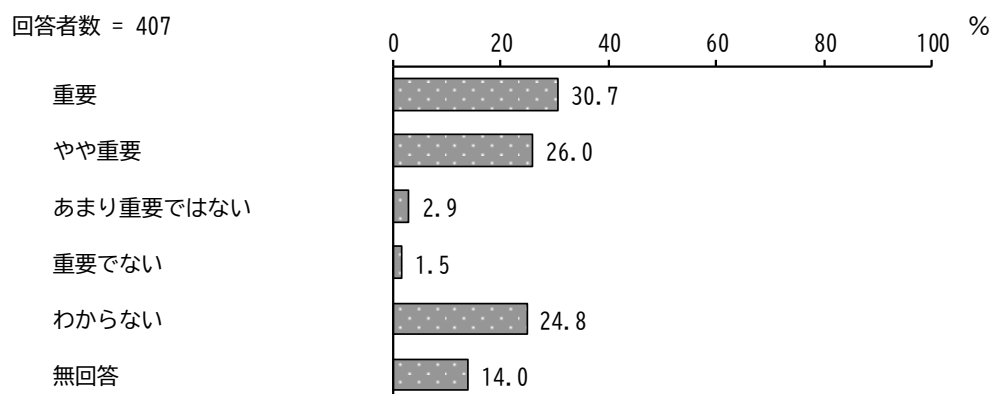
「やや重要」の割合が27.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が26.3%、「重要」の割合が25.1%となっています。

回答者数 = 407



ソ 社会福祉協議会の活動の重要度

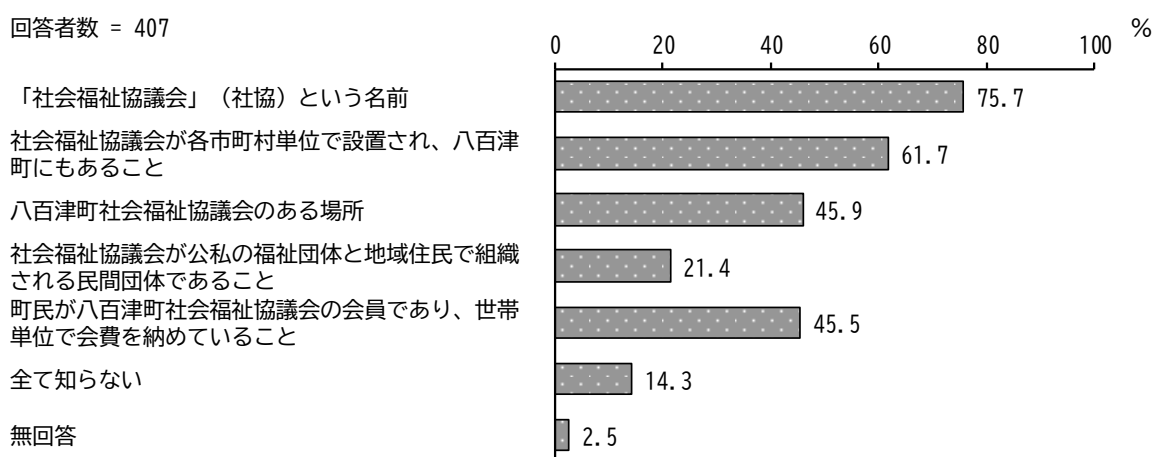
「重要」の割合が30.7%と最も高く、次いで「やや重要」の割合が26.0%、「わからない」の割合が24.8%となっています。



⑦社会福祉協議会について

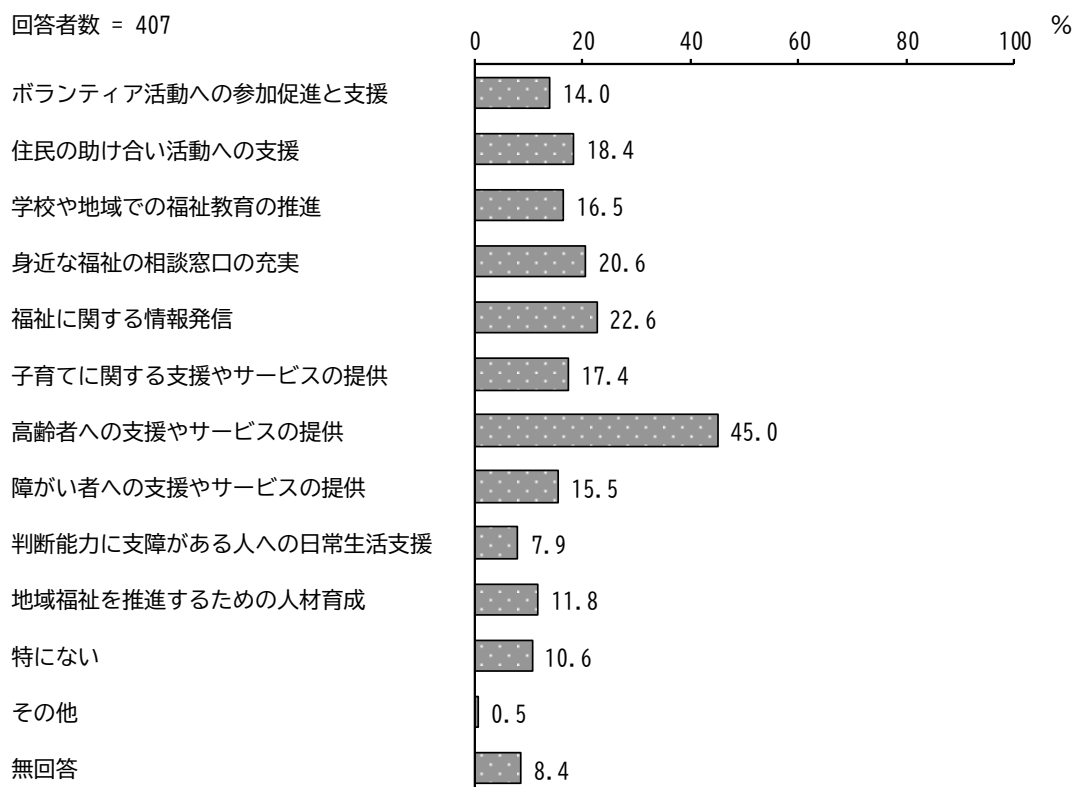
ア 「社会福祉協議会」について知っていること

「「社会福祉協議会」(社協)という名前」の割合が75.7%と最も高く、次いで「社会福祉協議会が各市町村単位で設置され、八百津町にもあること」の割合が61.7%、「八百津町社会福祉協議会のある場所」の割合が45.9%となっています。



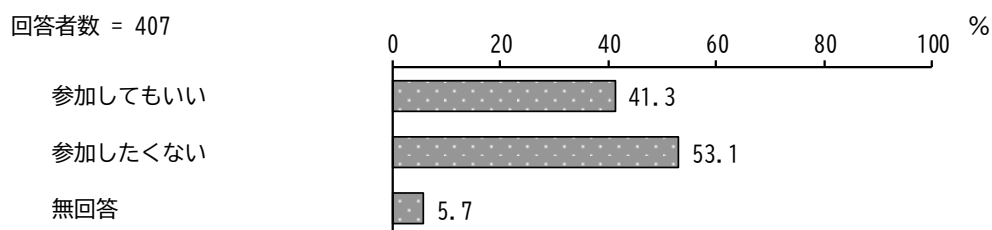
イ 八百津町社会福祉協議会が行う活動や支援として、充実してほしいもの

「高齢者への支援やサービスの提供」の割合が45.0%と最も高く、次いで「福祉に関する情報発信」の割合が22.6%、「身近な福祉の相談窓口の充実」の割合が20.6%となっています。



ウ 地域での支えあい活動の参加意向

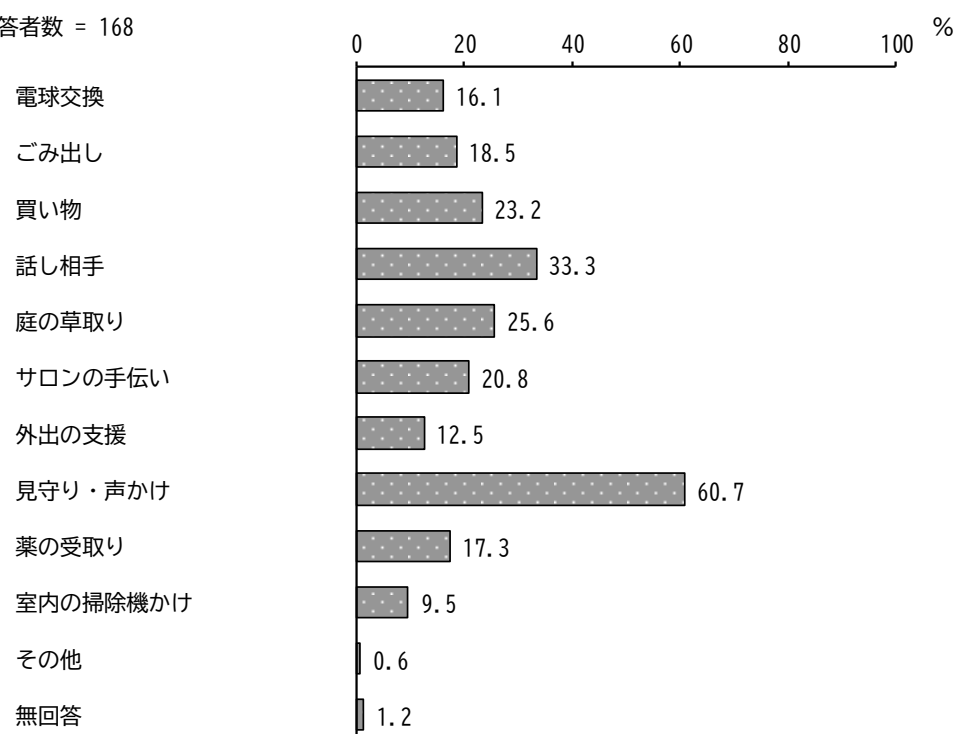
「参加してもいい」の割合が41.3%、「参加したくない」の割合が53.1%となっています。



エ 参加してみたい地域での支えあい活動

「見守り・声かけ」の割合が60.7%と最も高く、次いで「話し相手」の割合が33.3%、「庭の草取り」の割合が25.6%となっています。

回答者数 = 168



5 懇談会のまとめ

懇談会で話し合いが行われた中で、主な意見は次のとおりです。

近所づきあい・助け合い

- 高齢者と子どもとのふれあいの場をつくる。
- コロナ以降特に集まる事もなく高齢化や人口減少で今後も活動が多くなると思えない。
- 75歳以上が多くなっている。

地域の魅力向上

- 子どもを育てやすい町にする。
- 若者が働ける（住める）場所をつくる。
- 八百津祭りを続けていきたい。
- 文化伝統を受け継いでいけるまちづくり。

情報提供

- 社会に向けた広報活動。
- 企業・教育・医療・警察などの分野と協力した情報提供が必要。

自治会活動

- 自治会ごとにお祭りを開催している。
- 子どもたち、高齢者の見守り（防犯）。
- 役員のなり手がいない。
- 自治会に入りたがらない人が多い。

居場所

- サロンの実施。
- サロンに対して補助金を出してほしい。
- 老人会は活発に活動している。

交通対策

- 日常の交通（移動）手段の確保。
- 高校生の通学の交通援助。
- 運転免許返納時の特典を付ける。

地区懇談会からのキーワード

- 高齢化等による活動機会の減少
- 自治会活動の継続
- サロンや地域活動への支援
- 若者に魅力のあるまちにする
- 広報活動の強化
- 移動手段の不足

必要な取組

- ・高齢化が進んでいることから、多世代にわたる交流機会が必要。
- ・文化・伝統を引き継ぎつつ、若い世代を集めるために子育て支援や働く場の提供。
- ・企業・教育・医療・警察などさまざまな分野と協力して、必要な人に必要な情報が提供できる仕組みづくり。
- ・地域における生活課題等を地域内で解決できるように、若者を集める取組や自治会役員の負担を減らすなど、地域で活動を行う団体の活性化や活動支援。
- ・移動手段の確保が困難となってきたため、移動が困難な人のための公共交通の充実や集会などの高齢者が集まる機会。

Ⅵ アンケート結果等からみる課題のまとめ

(1) 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり

○町民が社会福祉への理解を深め、助け合いや思いやりの心を培うための福祉教育の方法として、特にどのようなことが必要かについて、「差別や偏見をなくし、みんなとともに生活していけるように啓発すること」「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」などの意見が上位に挙がっています。

今後も、啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。また、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。

○高齢者等を対象に各地域で「ふれあいいきいきサロン」が開催されているのを「知っている」が6割半ばと最も高く、「知らない」が2割半ばとなっています。今後も、高齢者や障がいのある人、子育て世代等の多様な人たちが、交流できる機会・場を整備していく必要があります。

○地域での支えあい活動に参加したいと思うかについて、「参加してもいい」が4割となっています。また、どのような活動に参加してみたいかについて、「見守り・声かけ」が60.7%と最も高くなっています。だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進することが必要です。

○地域活動をしていて、どのような問題があるかについて、「若い人が出てこない」「活動がマンネリ化している」「なかなか人が集まらない」などの意見が上位に挙がっています。老人クラブ等の当事者の組織においては、加入者の減少や役員の担い手不足が課題として挙がっており、今後も老人クラブ等の活動の周知・啓発を図るとともに、当事者団体活動への支援が必要です。

(2) 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

○福祉についての情報や知識をどのようにして得ているかについて、「回覧板」が47.9%と最も高く、次いで「町の広報紙」が46.7%、「新聞・テレビ・雑誌」が33.9%となっています。子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての町民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

また、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化等、相談体制の充実が求められます。

○権利擁護体制の推進の満足度について、“満足”が5.9%となっている一方、“不満”が10.1%となっています。また、重要度について、“重要”が47.2%となっています。権利擁護に関わる事業を充実させるとともに、各種制度について周知・啓発する必要があります。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

(3) 地域福祉推進のための体制づくり

○今後、ボランティア活動を活発にしていくために「ボランティアセンター」が力を入れていくべきことについて、「活動に関する啓発活動を行うこと」が3割を超え、「活動への参加を希望する人や支援を求める人を適切に結びつけること」が約3割となっています。地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつながる必要があります。

○福祉サービス全体の質の向上の満足度について、“満足”（「満足」と「やや満足」の合計）が12.0%、“不満”（「やや不満」と「不満」の合計）が14.2%となっています。また、重要度について、“重要”（「重要」と「やや重要」の合計）が約6割となっています。今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

(4) 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

○住み慣れた地域の中で安心して暮らすために必要なことについて、「高齢者や障がい者などの外出支援」が2割近くとなっています。また、現在、抱えている生活上の悩みについて、「買い物や通院などの際の移動手段」が1割半ばとなっています。高齢者等が増加している中で、外出等の移動手段の確保は重要となります。今後も引き続き、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、環境づくりや移動手段の充実が求められます。

○災害に対して地域に必要な備えについて、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が59.7%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」が36.9%、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が35.1%となっています。今後、非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

○高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

1 基本理念

地域福祉の状況は近年大きく変化しており、少子高齢化や人口減少が進む中、社会的孤立、ヤングケアラーなどといった様々な分野の課題が入り組んで複雑化しています。また、共働き世帯の増加や高齢化などにより、地域における様々な活動や支援の担い手の確保が難しくなっています。これらの課題に取り組むためには、地域福祉の主役である住民が、自分の地域の問題を自らのことと捉え、積極的に地域福祉活動に参加する必要があります。

こうした中で、地域の活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政との連携も重要となります。地域内での支え合いと助け合いを通じて、課題の解決に取り組むことが求められています。

本計画では、国や県が示す地域共生社会の方針を踏まえながら、八百津町の地域の特性を踏まえ、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を進めるという第4期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指します。

[計画の基本理念]

- やさしい気持ち**
- おもいやりの気持ちで**
- つながるまち**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標のもと、施策を展開します。

基本目標1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する 福祉のまちづくり

地域福祉を推進する上で、一人ひとりが支え合い・助け合いの意識を持ち、身近な地域で起きている問題に対し自ら参画し、解決につなげていくことが必要です。そこで、福祉教育や地域での交流を促進することで、住民の福祉意識を醸成するとともに、地域福祉を担う人材の育成と地域活動・ボランティア活動を充実させ、みんなの力で支え合う地域づくりに取り組みます。

基本目標2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる 仕組みづくり

自分らしく自立した生活を地域で送るためには、それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。

支援を必要としている人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。

基本目標3 地域福祉推進のための体制づくり

「支え手」「受け手」という関係を超えて、支えあい活動をする基盤を整備するため、活動場所の確保や情報発信の支援など地域で活動する人や団体等に対する活動支援を充実し、協働による支えあいの体制づくりを進めます。

基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、住民同士がコミュニケーションを図り、地域での助け合いや見守りの活動に積極的に取り組むことで、みんなで支えあう地域づくりを進めます。

また、町と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めます。

さらに、地域の防災・防犯体制の整備や、生活困窮世帯の早期発見と支援、権利擁護の充実を図ります。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

やさしい気持ち
おもいやりの気持ちで
つながるまち

基本目標 1
住民誰もが地域の問題に
主体的に参加する
福祉のまちづくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域での交流の促進
- (3) 住民助けあい活動の推進
- (4) 当事者の組織化推進と活動の支援
- (5) 地域福祉の担い手づくり

基本目標 2
住民誰もが暮らしの
問題を相談できる
仕組みづくり

- (1) 相談・情報提供体制の確立
- (2) 権利擁護体制の推進

基本目標 3
地域福祉推進のための
体制づくり

- (1) 地域福祉を担う団体の支援
- (2) 八百津町社会福祉協議会の強化
- (3) 福祉サービスの充実及び質の向上
- (4) 役場庁内の連携促進

基本目標 4
住民誰もが安心して
暮らせる環境づくり

- (1) 外出・移動、居住支援の充実
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の充実
- (3) 防犯活動の推進
- (4) 生活に困難を抱える人への重層的支援

4 計画を進める上での視点

(1) 自助、共助・互助、公助

地域福祉とは、住民や福祉活動を推進する団体や事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

地域福祉は、地域に住む住民一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力する日常的な生活援助活動（共助・互助）、行政が行う公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、協働しながらお互いの機能を発揮することにより、より効果的に推進できます。

国が高齢者福祉の分野で示している、地域包括ケアシステムにおいては、「自助」、「共助」、「互助」、「公助」の4区分で各種主体の役割について整理していますが、「共助」も「互助」も相互に支え合っているという視点では共通しているため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

(2) 圏域の設定

地域福祉を効率的・効果的に展開できるよう、町域を以下の6つの圏域（八百津、伊岐津志、和知、久田見、福地、潮南）に区分し、地域福祉活動を推進します。

また、各地区に共通した課題については、町全体として施策を展開します。

基本目標1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する 福祉のまちづくり

(1) 福祉教育の推進

【現状・課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

アンケート調査結果では、障がい者に対する差別や偏見が社会にあると感じている人が約6割います。特に、「地域社会」で差別や偏見を感じる割合が高くなっています。

また、住民が社会福祉への理解を深め、助け合いや思いやりの心を培うための福祉教育の方法として、特に「差別や偏見をなくし、みんなでともに生活していけるように啓発すること」「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」の意見が多くあげられています。

今後も、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりなどの福祉教育を充実し、子どもに限らず大人も含めて、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。また、福祉センターや公民館を拠点とし、福祉教育の活動を広げていくことが必要です。

【方向性】

あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、学校の授業や地域の中での交流を通じて福祉教育を行っていきます。

【地域・住民の取組】

- 家庭や地域、学校で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家庭で参加しましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- 高齢者、障がい者など様々な人と交流しましょう。
- 地域の問題について、みんなで話合う機会をもちましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 子ども対象の福祉教育の推進

施策	内容	担当
人権教育の推進	小・中・高校生を対象に学校での福祉教育を実施します。また、各学校において「ほかほかことば活動」「杉原千畝氏を題材とした劇等の取組」など人権意識を高める人道教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃をめざし、人権尊重のまちづくりを進めます。	教育課 総務課
福祉教育の推進	町内の保育園を「福祉協力園」に、小・中・高等学校を「福祉協力校」に指定し、それぞれの伝統や特色を生かした福祉教育への取組を支援します。また、学校の中だけで完結する活動ではなく、地域の方と関わりながら学び、生活に結びつけられるよう連携を図り、総合の時間以外の科目でも授業に福祉的要素を組み入れる工夫を働かかけます。	教育課 社会福祉協議会
	町内小・中学校においてスポーツを通じた障がい者との交流事業を継続していきます。	教育課
	子どもを対象とした福祉の体験学習や出張講座の開催、学校への車いすや点字板など福祉教育に使用する器材の貸出し、講師の紹介などを行います。	教育課 社会福祉協議会
	学校や地域の中で子どもと異なる世代の住民、障がい者などが一緒に活動する機会づくりを行います。また、社会福祉協議会が間に入ることで地域と学校との関係を再構築し、多世代交流につなげます。	社会福祉協議会
	町内の小・中・高校生を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。認知症の方の思いや気持ちについて学び、認知症の方だけではなく、友人や困っている人に対して、優しく見守り、思いやりの心を大切に生活してもらえるよう、継続的に働きかけていきます。	地域包括支援 センター

② 大人対象の福祉教育の推進

施策	内容	担当
福祉教室、ボランティア教室開催	町と社協が協働しながら、「認知症サポーター養成講座」「ボランティア教室」を開催します。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
	住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館を拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するなど、「生涯学習」を推進します。また、生涯学習情報誌「学びのとびら」の配布に加え、全戸にある情報配信用タブレットを利用した広報をすることで講座開催の認知を広げます。さらに、講座の企画についても充実を図ります。	教育課
地区懇談会の開催	地域の福祉協力員や民生児童委員、主任児童委員などとの「懇談会」を開催し、福祉の情報を提供するなど、地域の福祉活動者に対する福祉教育を実施するとともに、福祉協力員を対象とした研修を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
	住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域でテーマを決めた地区懇談会を定期的に行い、住民の福祉意識の高揚につなげます。	
町行事等での福祉教育やPR活動の推進	「社会福祉大会」や「町産業文化祭」など町全体のイベントの際には、町社協が実施する事業や福祉活動などの啓発を目的としたPR活動の推進に努めます。また、「福祉講演会」「福祉映画会」を開催することで福祉精神の育成を図ります。 福祉だより、ケーブルテレビ、ホームページの活用等と合わせ、より多くの機会を捉えて福祉意識の醸成に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

③ 福祉センターや公民館の活用

施策	内容	担当
福祉センターや公民館の活用	福祉センターや地域の公民館等を活用し、子ども、高齢者、障がい者がともに参加し合える福祉教育の場や機会を創出できるような取組を進めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 地域での交流の促進

【現状・課題】

住民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がい者などの交流の機会が重要です。

アンケート調査結果では、高齢者等を対象に各地域で「ふれあいいきいきサロン」が開催されているのを「知っている」が6割半ば、「知らない」が2割半ばとなっています。

今後、多くの人に「ふれあいいきいきサロン」に参加してもらうためには、「会場（開催場所）までの送迎がある」や「毎月定期的に行われているサロン」「食事付きのサロン」などの活動が望まれています。

今後も、高齢者や障がいのある人、子育て世代等の多様な人たちが、交流できる機会・場を整備していく必要があります。

【方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、サロン活動、介護予防の通いの場などへの参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。

また、障がい者や高齢者をはじめ年代、理由を問わず、誰もが生きがいをもって生活できるよう、人との関わりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。

【地域・住民の取組】

- ふれあいいきいきサロンや多世代交流の場に積極的に参加しましょう。
- 地域のふれあいや交流の機会・場をつくりましょう。
- 地域での仲間づくりや世代間交流の機会に積極的に参加しましょう。
- いつでも気軽にふらっと集える場をつくりましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 地域住民による交流活動の促進

施策	内容	担当
ふれあいいきいきサロンの推進	地域住民が主体となって行う「ふれあいいきいきサロン」や住民による交流活動の促進を図ります。また、福祉だより等でサロン活動を紹介するなどして広く住民に周知するとともに新たにサロン活動を始めようとする方への支援についても周知します。	社会福祉協議会
	サロン活動の活性化につながるよう、開催方法に関する助言や活動助成金の有効的な活用促進、貸出備品の整備等を行い活動の支援をします。 サロン活動の再開に時間がかかっているサロンに対し、声掛けを行うなどして活動再開を促します。	
	サロン未実施の地区において、立ち上げに向けた講座の開催や、より具体的なプロセス、社会福祉協議会の支援策等を福祉だよりへ掲載するなどしてより多くの方へアプローチを行います。	
多世代交流の推進	地域の中で多世代の住民と一緒に軽スポーツを行ったりゲームを楽しんだりする機会づくりを行います。また、福祉協力校事業に含む形で高齢者と子どもの交流を推進します。	社会福祉協議会

② 地域住民が集う拠点の充実

施策	内容	担当
地域住民が集う拠点の充実	地域における日常的な支えあい活動の推進や気軽に集まれる地域の交流拠点づくりを支援します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(3) 住民助けあい活動の推進

【現状・課題】

地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。

本町では、今後利用者の増加が予想される支えあいサポーター活動の担い手の確保等が課題になっています。

アンケート調査結果では、地域での支えあい活動に「参加してもいい」が4割、「参加したくない」が5割を超えています。また、どのような活動に参加してみたいかについて、「見守り・声かけ」「話し相手」「庭の草取り」が上位に挙がっています。

今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。また、支えあいサポーター活動の担い手確保のため、広報等で募集や養成講座の開催等を行うことが必要です。

【方向性】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り等を通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。

【地域・住民の取組】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
- 一人暮らしの高齢の方や閉じこもりの人に声かけをしましょう。
- 住民同士で見守りや緊急時の対応を行っていきましょう。
- 自治会の行事に参加しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に設けましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 地域での見守り活動や声かけ活動等、地域での助け合いの活動に参加しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 地域住民間での地域のニーズの把握と共有

施策	内容	担当
地域住民間での地域のニーズの把握と共有	住民や当事者、サービス利用者等の多様な生活課題を正しく把握し、町の窓口やホームページ、各種事業を活用してのアンケート収集、福祉協力員の協力を検討するなど、ニーズの把握に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	高齢者世帯への訪問活動を行い、生活状況の把握と福祉ニーズ課題の有無について調査を実施します。また、地域のいきいきサロンへ参加するなどして住民の意見聴取に努めます。	社会福祉協議会
	各地区を年に2～3回ずつ巡回し実施している「高齢者あんしん相談」において、独居・高齢者世帯を中心に、ニーズ把握や見守り活動を行います。	地域包括支援センター

② 地域での助けあい活動の推進

施策	内容	担当
見守り・緊急対応の仕組みづくりの推進	子どもや高齢者など支援を要する人の状況に応じた見守りや、災害時の緊急対応の仕組みづくりなど、喫緊の課題対策に重点的に取り組みます。	防災安全室 健康福祉課 社会福祉協議会
	地域における見守り・緊急対応の仕組みを整備しつつ、主体者となる地域住民の活動を支援します。ゆるやかな見守り活動に参加する「みまもりボランティア」を募集し、活動を推進します。	健康福祉課 教育課 社会福祉協議会
	民生児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り台帳の作成を支援します。また、情報開示の範囲等、いざという時に台帳が活用できるよう適宜内容の更新を行っていきます。 緊急時や有事の際に活動が制限されることも踏まえた対応についても検討します。	健康福祉課

施策	内容	担当
小地域における助けあい活動の推進	近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として捉え、自治会組織内、あるいは民生児童委員、主任児童委員、福祉協力員等と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな支援活動を展開する小地域活動を推進します。また、新たな協力者づくりのため活動の周知を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
	日常的に行われている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、より多くの住民がこうした活動に参加することができるよう、地域の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるよう支援します。地域での支えあいを大事にしながら支えあいサポーター活動等の充実を他のボランティア団体と連携を行いながら、より幅の広い支援ができる組織づくりを行います。	
	各種計画等のアンケート調査等の分析結果を整理し、適切なタイミングで地区懇談会を実施することで、各地域における助けあい活動のあり方や取り組み方について、地域住民とともに検討します。	

③ 住民参加型事業の推進

施策	内容	担当
住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進	「協働のまちづくり事業」においては、ハード・ソフト面を充実させ住民参加型事業を支援しています。また、まちづくり事業の立ち上げを支援するスタートアップ補助金に切り替えた運用を行っています。ほとんどの自治会において「自主防災組織」ができています。現状ですが、組織の活動状況においては自治会それぞれであり、事情に応じた運営を推進していきます。	地域振興課 防災安全室
	地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会場や公民館等の施設整備の支援を行っています。また、各地域の取組など情報収集を行い、先進的な事例等も参考にしながら施設整備に取り組みます。	教育課 地域振興課

施策	内容	担当
ふれあい型配食サービスの推進	ボランティアの協力で、弁当の配食の際に利用者へ声かけをするなどふれあいを図っていくとともに、利用者の体調や生活の様子などについて見守りを行います。	社会福祉協議会 健康福祉課
	新規利用者の増加や配達ボランティアが急な休みなどで交代する必要性が生じた場合に備えて、配達ボランティアの募集を検討します。	
	民生児童委員などと連携を図り、地域のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯などの中でサービスを必要とする方の把握に努めます。 また、地域包括支援センター、ケアマネジャーも含めて、改めて事業目的・内容を周知します。	
障がい者への支援の推進	調理・配食を行うボランティア等の高齢化が進んでいるため、社会情勢や利用状況を踏まえて要綱を改定し、独居高齢者の対象年齢を 75 歳に引き上げ、「ふれあい型配食サービス」であることの周知を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
	障がい者の方と住民、ボランティアや福祉関係者等との交流を支援します。 また、障がい者の身近な地域での相談役となる身体障がい者相談員の活動を支援すると共に、多職種連携会議への参加を呼びかけ、相談員としてのスキルアップを図ります。 身体障がい者福祉協会の会員減少、新型コロナの影響で令和 2 年度以降交流会を開催できていないため、協会の意向も確認しながら再開に向けた検討を行います。	
	県が実施する「手話通訳者養成研修事業」、圏域で実施している「奉仕員養成研修事業」を活用した手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成に努めます。住民への情報提供を複数の方法で行い、参加を呼びかけます。さらに、参加者を確保できている市町村の状況を確認するなど、PR・周知方法等について改善します。	健康福祉課

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

【現状・課題】

老人クラブ等の当事者の組織においては、加入者の減少や役員の担い手不足が課題として挙がっています。

アンケート調査結果では、地域活動をしていて、どのような問題があるかについて、「若い人が出てこない」「活動がマンネリ化している」「なかなか人が集まらない」などの意見が上位に挙がっています。また、今後、地域活動の輪を広げていくために、特にどのようなことが必要かについて、「活動の支援」が24.6%、「情報の提供・入手」が14.0%となっています。

今後も老人クラブ等の活動の周知・啓発を図るとともに、当事者団体活動への支援や各団体との連携や協力が必要です。

【方向性】

自治会、老人クラブ、民生児童委員、福祉協力員・福祉活動推進員などの地域福祉を推進する様々な組織・団体が、円滑に活動を行うことができるよう情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。

また、各団体との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題やニーズに対応します。

【地域・住民の取組】

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で一人暮らし高齢者など支援が必要な人を把握しましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 各種団体の取組を知り、参加・協力しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 当事者組織化支援の推進

施策	内容	担当
老人クラブ活動の活性化支援	「老人クラブ」の一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。また、名称変更等も含め、「老人クラブ」のイメージを大きく変えるような取組を役員とともに検討します。	社会福祉協議会 健康福祉課
	自主的運営を尊重しつつ、元気で活発な高齢者を一つの社会資源としてとらえ、自立的な活動の重要性を啓発します。会員同士の見守りを図り、参加の呼びかけ等を行う中で気になることがあれば情報提供や相談を受け、支援につなげます。また、会員数を維持・増員するための取組を検討します。	
介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援	高齢者や障がいのある方を介護される家族などを対象に、日常的な介護から開放されリフレッシュできることや当事者同士の情報や意見交換のできる場として、介護者のつどい（「家族介護者交流事業」「認知症介護者家族の会（オレンジサークル）」）を開催します。 積極的に新規登録者を獲得していくため、創意工夫を図ります。	社会福祉協議会 地域包括支援センター
ひとり暮らし高齢者の訪問事業及び社会参加活動の推進	訪問による普段の生活状況の把握、地区で行われるいきいきサロン活動の活性化・参加の働きかけなどにより孤立化防止につなげます。 さらに、民生児童委員、福祉協力員等と協力して情報収集を行いながら対応していきます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター

② 当事者団体の活動支援

施策	内容	担当
各種団体の活動支援	老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協会、赤十字奉仕団、民生児童委員協議会の事務局を置くなど、関係団体の活動を支援します。	社会福祉協議会 健康福祉課

③ 地域活動組織の周知・活性化

施策	内容	担当
地域活動組織の周知・活性化	老人クラブやサロン活動、福祉協力員の活動など、さまざまな地域活動組織などの活動の周知・情報発信を充実し、積極的な参加を促します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(5) 地域福祉の担い手づくり

【現状・課題】

アンケート調査結果では、現在、地域活動にどの程度参加しているかについて、「できるだけ優先して参加している」が31.0%と最も高く、次いで「自分の用事などを優先して都合がつけば参加している」が28.0%、「あまり積極的には参加していない」が20.1%となっています。

地域福祉の担い手を育成するため、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加しやすい環境づくりやきっかけづくりに努める必要があります。

【方向性】

ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。

また、ボランティア養成講座等の担い手の育成につながる事業を展開します。

【地域・住民の取組】

- ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 子どもの自発性を促す取組を地域の中に広げていきましょう。
- ボランティア活動についての情報収集をしましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 地域福祉を担う人材の育成支援

施策	内容	担当
民生児童委員、主任児童委員の養成と研修強化	民生児童委員、主任児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。毎月の協議会やワークショップ等により連携を深め、一層の資質の向上に努めます。 高齢者はもちろん、子どもや子育て、ひきこもり、障がい者など様々な分野にかかる必要な知識の習得につながるよう研修等の強化を図ります。	健康福祉課
	民生児童委員、主任児童委員、福祉協力員や福祉推進員の方々は、小地域における福祉課題の発見、住民による助けあい活動のリーダーとしての役割が期待されます。各役職の役割を認識し、協力体制を図りながら、福祉活動の強化につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会
身体障がい者相談員の養成と研修強化	身体障がい者相談員は、町が委嘱しています。民生児童委員、主任児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組を推進するリーダーとして活躍できるよう、他職種連携会議等への参加、研修に努めます。また、相談員の役割を明確にし、引き続き制度の周知を図りながら、必要な支援へつなげられるよう研修・教育を実施します。	健康福祉課
福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化	福祉協力員、福祉推進員は、町社協が委嘱しています。民生児童委員、主任児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組を推進する役割を研修会等により浸透させ、福祉意識の向上を図ります。さらに、情報提供など委員への働きかけを強化し、取組の強化を図ります。	社会福祉協議会
地域リーダーの育成	自治会や老人クラブなど、地域の活動組織を支援するとともに、そのリーダーの養成に努めます。また、各単位老人クラブ会長の助言を行い、各地区リーダーの負担感の軽減に努めます。	総務課 健康福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当
青少年育成を通じた早期からの地域活動への参加の促進	若い世代が地域活動やボランティア活動等へ参加できる機会作りを行うとともに情報発信を強化し、青少年の地域社会への参加を促進します。	社会福祉協議会 教育課
	地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。	
	各学校単位で独自に進められている福祉協力校事業を町全体でのまちづくりに発展させていくための支援や県立八百津高等学校との連携を推進します。また、学校の特色を活かし、新しい伝統として今後も継続的に地域へ発信できる活動を相談して行っていきます。	
	各学校の代表者による児童生徒会サミット（年2回）を開催し、各学校の特色や独自の取組について意見交換や情報共有を行いながら地域との交流、連携強化を図り、地域活動への参加促進に努めます。	

② ボランティアに取り組む人の育成支援の推進

施策	内容	担当
ボランティアに取り組む人の育成支援の推進	広報紙や講演会等でより多くの各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報提供に努めるとともに、ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動に取り組みます。	社会福祉協議会
	地域内の支え合いなど、新規・既存のボランティアとも担い手が必要となる活動について、ボランティア講座を開催し、ボランティア登録につなげることで、人材の育成を行います。	
	関係機関や町内の企業、町内在住の学生が通う町外の高校や大学への呼びかけ、連携などを行い、新たな活動者の発掘を行います。また、ボランティア活動に関心の高い町内の企業に連携を働きかけます。	

基本目標２ 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

（１）相談・情報提供体制の確立

【現状・課題】

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

アンケート調査結果では、日常生活の困り事の中での相談相手は、「いる」人が多かったですが、複雑な相談内容に対しては、円滑に必要な専門機関へつなげられていない場合もあると考えられます。また、福祉に関する情報提供については、十分入手できている人は３割程度となっています。福祉・保健・医療の情報を必要とする世代の中にはデジタル媒体に苦手意識を持つ方もみられるため、大切な情報はホームページだけでなく、広報紙にも掲載するなど、住民のニーズに沿った、わかりやすい情報提供が求められます。

そのため、子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての町民に行き届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。

また、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化等、相談体制の充実が求められます。

【方向性】

複雑化・複合化している住民の暮らしの中での課題に対して、分野を超えた包括的な相談支援につながる仕組みづくりを進めます。

また、子ども、高齢者、障がい者等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用等に対して、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

【地域・住民の取組】

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 自分の地域の民生児童委員を確認しましょう。
- 町のホームページ、パンフレットを小まめに確認しましょう。
- 身近な相談窓口等を知りましょう。
- 身近に困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- 地域の人々が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 相談体制の確立

施策	内容	担当
総合相談の体制づくりの推進	どこに相談しても、内容に応じて必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげられるよう、庁内連携会議を実施して相談対応のスキルアップを図るとともに研修等へ積極的に参加し、専門性の向上に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	町内には、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生児童委員や福祉協力員、福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。必要な時に必要な支援機関へとつなげられるよう、互いに連携体制をとっていきます。	
	安心して自分らしく暮らせる地域づくりを目指し、可茂保健所を核として圏域全体で支援方法や多機関との連携・協働等についての課題を共有するとともに医療と地域の連携を図り、相談支援体制を強化します。	
	「無料法律相談」は年6回開催し、毎年30名程度の利用があります。開催日等の周知を行い、継続して実施します。また、周知の際には簡単な相談例をあわせて紹介するなどして、相談することへのハードルを下げます。	社会福祉協議会
	さまざまな事業や講座の都度、窓口で随時相談を受け付けていることを伝え、必要に応じて専門的な相談窓口の利用につなげていきます。また、福祉だよりを使って、福祉映画会や福祉講演会等、多くの方が集まる事業開催の際にチラシを配布するなどして周知を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会

② 情報提供体制の確立

施策	内容	担当
広報紙・ホームページ・ケーブルテレビを活用した情報提供体制づくりの推進	町広報紙「広報 やおつ」を発行（年10回）し、住民に町の情報を提供します。お知らせ版や各種チラシなどの紙媒体に加え、ホームページやケーブルテレビを活用し、福祉の現状や介護保険制度など、福祉・保健・医療の情報を提供します。また、広報紙とホームページの情報が連動するよう、より住民のニーズに沿った、わかりやすい情報提供を行います。	健康福祉課 総務課
	防災行政無線のデジタル化に向けた整備を進めるとともに、ホームページや広報紙を活用した情報提供体制の確立を図ります。また、タブレット端末の有効性の確認のため、アンケート調査を実施し、端末更新の際の参考とします。	防災安全室 総務課
	住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図るため、健康福祉課から広報行政係への適切な福祉の様々な媒体を活用した情報提供を行います。住民の「知りたい」気持ちを刺激するような取材や広報への掲載により、福祉への関心の高まりにつながるよう努めます。	健康福祉課
	広報紙「やおつ福祉だより」の発行（年4回）やケーブルテレビを活用し、必要な福祉の情報などを繰り返し、提供していきます。ホームページの充実を図るほか、事務所窓口に福祉サービスの案内や事業のチラシを設置し、情報提供に努めます。	社会福祉協議会

③ 重層的支援体制の構築

施策	内容	担当
重層的支援体制の構築	複合化・複雑化した課題に対して、分野や世代を超えて対応できるよう庁内連携会議を実施して連携強化と相談支援のスキルアップを図り、重層的支援体制の整備に向けた取組を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 権利擁護体制の推進

【現状・課題】

高齢者・障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本町では、成年後見制度の利用支援などに取り組んでいます。

今後も、権利擁護に関わる事業を充実させるとともに、各種制度について周知・啓発する必要があります。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

【方向性】

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し支援するため、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や自殺対策の充実を図ります。

【地域・住民の取組】

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。
- 虐待などの疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 権利擁護の仕組みづくりの推進

施策	内容	担当
権利擁護体制の推進	認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な方たちが、悪質な事業者等によって、不利な契約を結ぶことがないように、個人の尊厳と利用者の利益を確保するとともに、被害を未然に防ぐための情報提供や注意喚起を引き続き実施します。また、最新の詐欺手口等について役場・警察と情報共有を行います。	健康福祉課 地域振興課 社会福祉協議会
	可茂圏域では、平成 29 年に「権利擁護支援推進協議会」が立ち上がっており、権利擁護の推進が組織的に具体化しつつあります。圏域市町村と連携し、成年後見制度利用促進につなげます。また、他市町村の動向もみながら、法人後見に向けた検討をしていきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	成年後見制度の利用支援として、初期相談対応や利用の際の費用助成を実施します。また、後見監督人報酬助成を明確化し、住民に対して周知啓発を行います。	
	様々な問題を抱えるケースに対しての、相談者の権利擁護支援スキルをアップさせるため、必要時にケース検討会議を実施します。また、その評価を行いながら、重層的支援体制の構築に向けて取組を進め、権利擁護体制の充実を図ります。	
	岐阜県社会福祉協議会等と連携して、認知症高齢者や知的障がい者などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用の促進に努めます。また、福祉だよりの掲載内容を分かりやすく見直すとともに民生児童委員・福祉協力員の研修会等で事業を紹介し周知を行います。	社会福祉協議会

② 虐待防止の仕組みづくりの推進

施策	内容	担当
虐待防止体制の推進	問題発生時、教育課子ども支援係において要保護児童DV防止対策地域協議会を招集し、虐待への対応を早急に実施します。また、役職員や福祉協力員など関係者に対して、児童DVに関する研修会を開催するなどして意識向上を図るとともに見聞きした際の情報提供を呼びかけます。 「こども家庭センター」の設置に向けた検討を行い、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施しながら、要対協についても密接な連携を図っていきます。	教育課 健康福祉課 社会福祉協議会
	高齢者への虐待の対応として、早期発見と地域包括支援センターへの情報伝達がスムーズに行われる体制づくりを進めます。また、関係機関との連携により、事態に適切に対応できるよう相談支援を進めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

③ 自殺対策の効果的な展開

施策	内容	担当
自殺対策の効果的な展開	身近な地域の中で、気づき、傾聴、つなぎ、見守りができるゲートキーパーの養成など、安心できる地域づくり・仕組みづくりを進めます。	健康福祉課 社会福祉協議会

基本目標３ 地域福祉推進のための体制づくり

（１）地域福祉を担う団体の支援

【現状・課題】

地域福祉を推進していくためには、地域活動を担うリーダー等の育成が重要です。

本町では地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、担い手不足などの課題を抱えています。

アンケート調査結果では、ボランティア活動を活発にしていくために、「ボランティアセンター活動に関する啓発活動」や「活動の参加希望者と支援を求める人の結びつけ」などの充実が求められています。

また、ボランティア活動に参加している人は１割程度であり、今後のボランティア活動の参加意向は２割程度となっています。

そのため、地域福祉を推進するために、地域で活動する担い手を増やし、各活動のさらなる広がりを促進するための支援を行うとともに、初めてでも気軽に参加できるようなボランティア情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、今まで地域活動等に参加していなかった人でも、参加できる環境づくりや、きっかけづくりにつなげる必要があります。

【方向性】

地域における関係団体等の活動や連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行い、ネットワークでの情報共有を図るとともに、多様な主体による新たなつながりの構築に努めます。

また、NPO等、関係団体による活動を支援します。

【地域・住民の取組】

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 各種団体に積極的に登録しましょう。
- 地域活動団体に関する情報を周知しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① ボランティア活動への支援の推進

施策	内容	担当
ボランティア活動への支援の推進	地域で行われるボランティアを支援し、活動をより活発なものにするため社協へ登録したボランティア団体に対し、活動費の助成を行います。また、社協にボランティア登録すれば保険料が助成されることを住民に継続して周知します。	社会福祉協議会
	ボランティア保険の内容の周知と活用促進を図り、ボランティア保険料の助成や活動機材等を貸し出すなど、ボランティア活動を支援します。また、活動機材等の貸出し可能な備品の一覧表を各団体へ送付するとともに福祉だよりに掲載します。	
	ボランティア連絡会を開催し、各ボランティア団体の連携や情報交換などを行うことや、ボランティア団体に対し、活動メニューの提案や活動情報を提供するなど、ボランティア参加者が無理なく継続して活動に取り組むことができる方法等について提案していきます。また、リーダー研修会を開催し、各団体の活動について情報交流を行い、最新のボランティア情報を提供するなどして活動者のモチベーションアップを図ります。	
	町内のボランティアと他市町村のボランティアとが交流する機会づくりを行い、工夫した取組などについて学ぶと共にボランティアへのモチベーションを高めることで活動の活性化を図ります。	
ボランティアコーディネート機能の強化	「ボランティアセンター」のボランティアコーディネーターが、各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報把握・発信に努め、活動希望者や要支援者からの相談対応や、活動希望者と要支援者を結び付けるコーディネート機能の強化に努めます。また、対象となる要支援者が集まる場などでボランティア団体の活動を周知できるよう、関係機関にも協力を依頼します。	社会福祉協議会
	活動団体の運営支援、買い物・通院・散歩などの外出支援、家屋の簡単な修繕など地域で求められている支援・活動等を適切に把握し、これらさまざまなニーズに対応するために、具体的な活動を前提としたボランティアの養成に努め、担い手の増員を行います。	

② NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進

施策	内容	担当
NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進	NPO法人格取得に向けた相談窓口を設置し、NPO法人設立に向けた支援を行います。	地域振興課
	町内2つのNPO法人の活動は、高齢者・障がい者支援の分野において重要な役割を果たしています。連携や協議の場を設け、協働体制を整備します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 八百津町社会福祉協議会の強化

【現状・課題】

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。

本町では、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、八百津町社会福祉協議会の認知度向上を図っていますが、自治会未加入者は増加しており、若い世代への情報の伝達方法も課題となっています。

アンケート調査結果では、社会福祉協議会の認知度をみると、活動内容等を全く知らない人は1割半ば程度となっています。今後、八百津町社会福祉協議会で充実してほしいこととして、「高齢者への支援やサービスの提供」が45.0%と最も高く、次いで「福祉に関する情報発信」「身近な福祉の相談窓口の充実」となっています。

引き続き、住民への社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、住民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成を行い、また、各団体や事業者等のネットワーク化、福祉教育の推進の他、地域の課題解決に向けた事業の実施等、様々な取組を行うことが求められます。

また、地域福祉活動を行っている団体の情報やこれから活動しようとしている人に対しての、幅広い情報提供の方法を検討し、活動の認知度を向上させることが必要です。

【方向性】

地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図るとともに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、福祉サービスの開発・充実に努め、社会福祉協議会活動の事業展開を図っていきます。

【地域・住民の取組】

- 八百津町社会福祉協議会の活動に参加してみましょう。
- 「社協だより」を見て、社協の活動を知りましょう。
- 八百津町社会福祉協議会の実施するボランティア講座に参加しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 町社協の認知度向上

施策	内容	担当
町社協の認知度向上	「社会福祉大会」や「福祉講演会」「福祉映画会」など、住民が参加できる行事を開催し、認知度向上につなげます。また、より多くの方が興味を感じ、参加したくなる内容を検討します。	社会福祉協議会
	職員として視野を広げ、見識を深めるために、町社協事業や福祉教育などを実施する際には積極的に地域住民との交流を図り、より住民に寄り添った団体としてPRを行い、町社協の認知度向上につなげます。また、さらに積極的なPR方法について検討します。	
	広く住民に町社協の活動を周知するため、社協のパンフレットを作成します。また、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、認知度向上につなげます。若年層や福祉への関心が低い人にもアピールできるような紙面づくりをすすめます。また、SNSを使った情報発信を検討します。	
	経営理念や事業方針、活動等の情報をわかりやすく、繰り返し提供することで、認知度向上に努めます。また、パンフレットの制作や、SNSを使った情報発信を検討します。	

② 社会的弱者への支援

施策	内容	担当
社会的弱者への支援	他機関からの借入れが困難な低所得世帯等に対し、世帯の経済的自立を目的として民生児童委員と連携しながら岐阜県社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付けと必要な援助・指導を行います。	社会福祉協議会
	他の援助を受けるまでの間、一時的に生活費等を必要とする方に対して他のサービス・制度の利用も含め、課題解決へ向け最適な方法を関係機関と連携しながら生活一時資金を貸し付けます。	
	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなう日常生活自立支援事業を関係機関と連携を図りながら行います。また、福祉だより等で生活支援員について周知・募集、養成を行っていきます。	

③ 自主財源の確保

施策	内容	担当
自主財源の確保	質が高く、利用者の満足度の高い介護サービスの提供に努めると共に、業務の効率化を図り、自主財源の確保を行います。さらに、サービス提供体制の強化による新たな加算を取得するとともに職員体制の見直しにより人件費の圧縮を図ります。	社会福祉協議会
	地域における福祉活動の周知を行い、社協活動への参加意識を高めながら住民や町内の企業などに対して会員の募集を行います。また、取引のある町外の法人に対しても積極的に会員募集を行います。さらに、八百津町と関わりのある町外企業へも法人会費の募集拡大を行います。	
	「赤い羽根共同募金」運動の意義や目的などのPRに努め、住民をはじめ、法人や職域・団体などの募金運動を推進し、事業財源の確保に努めます。また、二次元コードやダイレクトメール等を用いた募金の推進について検討します。	
	福祉だよりに掲載する有料広告の募集を継続的にを行い、自主財源の確保に努めます。	

④ 町社協組織の基盤強化

施策	内容	担当
町社協組織の基盤強化	広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意志のある役員による理事会、評議員会を開催することで、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。	社会福祉協議会
	各種研修や他市町村社協との連絡協議会、勉強会や講演会に積極的に参加し、職員の専門性など資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己啓発に努めます。	
	地域福祉を推進するため積極的に地域へ出向き、住民参加による福祉活動を進める地域福祉部門の強化を図ります。また、把握した情報をまとめ・分析した上で優先順位をつけて福祉活動につなげるまでのサイクルを徹底します。	
	町委託事業への取組にあたり、すべての住民に良質なサービスを提供する安心できる事業者として認識され、また、サービス利用者にとっては、満足の得られるサービスを提供してくれる事業者として信頼されるよう、日々の業務を通じて、常に事業の改善を心がけ、職員1人ひとりの専門性や資質向上に努めます。	地域振興課 社会福祉協議会

⑤ 社会福祉法人間の連携強化

施策	内容	担当
社会福祉法人間の連携強化	社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」について研究を深め、地域の福祉ニーズを踏まえた地域貢献活動を協力して行うために町内の他の社会福祉法人との連携を強化します。	社会福祉協議会
	広域的な福祉課題について、他市町村の社会福祉協議会と協力して取組を行う体制づくりについて検討を行います。	

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

【現状・課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

アンケート調査では、福祉サービスの利用に関して、不都合に感じたり、不満だったことがある割合は1割となっており、その理由として「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どこに申し込めばよいのかわからなかった」「利用手続きが煩雑だった」などの意見が挙がっています。

今後、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知をはかるとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

【方向性】

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスの提供と質の向上を促進します。

また、事業者や医療機関、学校など関係機関の連携による個別ニーズに応じた生活支援サービス・活動の充実を図ります。

【地域・住民の取組】

- 自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスの担い手として活動へ参加しましょう。
- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進

施策	内容	担当
福祉サービス事業所の第三者評価制度導入への支援	岐阜県で取り組んでいる第三者評価制度について、町内の福祉サービス事業所への導入を支援します。	健康福祉課
	岐阜県と連携して町内の福祉サービス事業所の評価結果等の公開に努めます。	

② 多様なサービスの充実

施策	内容	担当
地域に開かれた福祉サービス事業所づくりの促進	福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるよう、地域、福祉サービス事業所との協議の場を設け、福祉サービス事業所の専門性の活用方法をともに検討します。	健康福祉課
サービスの新たな担い手づくり	今後、より必要性が高まってくる高齢者介護に携わる人材を養成するため介護職員初任者研修の開催を検討します。	社会福祉協議会

③ 福祉人材の資質向上や福祉現場の業務効率化

施策	内容	担当
福祉人材の資質向上と福祉現場の業務効率化	福祉サービスに携わる職員等に対して、研修会を実施し、資質の向上を図ります。 また、県と協力しながら、事業所の業務効率化に向けた取組と必要な情報提供を行います。	健康福祉課

(4) 役場庁内の連携促進

【現状・課題】

地域福祉の課題は多岐にわたるため、町としては町民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。

そのため、庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談の場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していく必要があります。

【方向性】

住民の様々な地域課題に対し、庁内の関係各課の情報を共有し、対応等について連携強化を図ります。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 役場庁内の連携促進

施策	内容	担当
地域ケア会議の開催	要支援者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議を開催します。 また、「地域ケア個別会議」で地域の課題を明確にし、政策立案を行う「地域ケア推進会議」の開催を目指します。	健康福祉課 地域包括支援センター
生活困窮者に対する包括的支援体制の強化	生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、県と連携体制をとりながら、問題が深刻化し解決が困難な状態となる前に支援につなげます。	健康福祉課

基本目標4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) 外出・移動、居住支援の充実

【現状・課題】

高齢者等が増加しているなかで、外出等の移動手段の確保は重要となります。

本町では、コミュニティバス等の各種公共交通機関の運用を図っています。

アンケート調査結果では、住み慣れた地域の中で安心して暮らすために必要なことについて、「高齢者や障がい者などの外出支援」が2割近くとなっています。

また、具体的な将来の不安について、「買い物や通院などの移動手段のこと」が4割近く、「住まいのこと」が約2割となっています。

今後も、高齢者等が増加している中で、外出等の移動手段の確保は重要となります。引き続き、誰もが身近な地域で安心して暮らしていけるよう、環境づくりや移動手段の充実が求められます。

また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

【方向性】

移動が困難な人のための外出機会の創出や移動先となる拠点、移動手段の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者に配慮した施設の整備、福祉有償運送やその他の移動支援サービスなどの外出・移動支援を行うことにより、誰もが外出したくなるような環境づくりを進めます。

また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保を行います。

【地域・住民の取組】

○運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。

○障がい者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。

○買い物や通院に困る人がいれば、声掛けや見守りを行いましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当
公共交通機関の確保	地域公共交通の維持・確保を図るため、住民代表、交通事業者、有識者らによる地域公共交通協議会を定期的に開催し、町の公共交通に関する議論や情報交換を行います。また、町民のニーズや利用状況についてアンケート調査を実施し、地域公共交通網形成計画の見直しを行っていきます。	地域振興課
新たな移動手段の確立	町の公共交通網の見直しに伴い、住民による地域助けあい活動のひとつとして移動支援サービスについても検討します。いきいきサロン活動において、ボランティアでの移送について推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
住宅確保要配慮者に対する居住支援	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者）に対して住まいを探すための相談支援を行います。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

【現状・課題】

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

本町では、地域での自主防災組織活動や社会福祉協議会との連携による災害ボランティアの育成・確保、災害ボランティアコーディネーターの育成などに努めています。一方、災害ボランティア登録者は減少しており、災害ボランティアセンターについて知らない住民が多くみられることから、災害ボランティアセンターの周知を積極的に行い、災害ボランティアへの関心を高めていくことが課題です。

アンケート調査結果では、住み慣れた地域の中で安心して暮らすために必要なことについて、「災害時の避難誘導・助け合い」が3割半ばとなっており、災害に対して地域に必要な備えについて、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が約6割と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合って、決めておく」、「高齢者や障がい者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」となっています。

今後、非常時にお互いが声をかけあい避難することができるように、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、また防災訓練等、地域での防災活動を支援する必要があります。

【方向性】

普段から地域の中のつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障がい者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進等を行います。

また、災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、個別避難計画の策定の推進など緊急時における支援体制の強化を図ります。

【地域・住民の取組】

- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 災害時要援護者・支援者台帳に要援護者、支援者として積極的に登録しましょう。
- 近所の人との顔が分かり合える地域づくりをしましょう。
- 災害時に備えて自主防災組織が中心になり、訓練を実施しましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当
防災体制づくりの推進	地域の防災拠点である詰所の耐震補強工事を毎年実施しています。ハザードマップの全戸配布など、大規模災害に対する防災体制の整備や消防施設の充実を図ります。	防災安全室 建設課
	住民の防災意識向上のため、自主防災組織の活動を推進し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの救援体制の確立を支援します。また、自治会長会等により防災講座開催等と呼びかけます。	防災安全室
	災害ボランティアの育成を通じ、住民の防災・減災の意識を高め災害に強い町づくりにつなげます。また、災害に関連した研修会を実施するとともに、関連団体の会議や活動等の場で災害ボランティアセンターの周知を積極的に行い災害ボランティアへの関心を高めます。	社会福祉協議会
	県内外で大規模災害が発生した際、被災地の要請に応じて職員を派遣し復興支援活動を行うとともに災害ボランティアセンターの運営等に参加する中で得た経験を町内の防災体制づくりにフィードバックします。	
	つながりのある県内・外の市町村社会福祉協議会、関係団体と災害時の応援協定を結び、協力して防災研修を実施するなどして関係強化を図ります。	
災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進	みのかも定住自立圏事業として、圏域市町村と合同で防災士養成講座を開催します。自主防災組織の中からも防災士を育成できるよう積極的な働きかけを行い、地域の防災力強化につながる支援を行います。	防災安全室
	災害ボランティア登録者の中から、災害時に災害ボランティアセンターの運営に協力できる方を複数地区でピックアップし、確保します。また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を開催する際、特に登録者の少ない地区に対して重点的にPRします。	社会福祉協議会
	「災害ボランティア研修会」や講演会を開催し、災害時におけるボランティアの必要性や活動について広く周知することで、災害ボランティア登録者・団体・企業の増加を図っていきます。	
避難行動要支援者の支援	障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳への登録を促進し、同意を得た上で関係機関と情報を共有していきます。また、避難行動要支援者名簿登録情報外部事前提供同意確認書に同意をいただけるよう推進するとともに避難行動要支援者個別計画書（個別避難計画）も提出をいただけるよう検討します。	健康福祉課 防災安全室 社会福祉協議会
	災害時における要援護者の状況に応じた避難支援体制を構築します。	

(3) 防犯活動の推進

【現状・課題】

近年、高齢者などを対象とした詐欺や悪徳商法などの犯罪や、子どもや障がいのある人を取り巻く事件なども発生しています。

本町では、町行事開催時に地域安全指導員による会場内の見回りを行い、防犯活動等を実施しています。一方、振込詐欺等の事案が増加する傾向にあります。

今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していくとともに、安全で暮らしやすい地域をつくれるよう、情報提供や啓発活動を関係機関とともに実施していく必要があります。

【方向性】

高齢者や障がい者、子どもなどが犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭などの連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【地域・住民の取組】

○日ごろから防犯意識を高めましょう。

○ウォーキングをする際は、パトロールを兼ねて散策しましょう。

○子どもの通学時等における地域での見守り活動を広げましょう。

【行政・社会福祉協議会の取組】

施策	内容	担当
防犯体制づくりの推進	警察など関係機関と連携を図りながら、犯罪に関する情報とその防止についての情報提供、注意喚起を実施し、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止につなげます。また、地域振興課では消費生活相談窓口を設置しており、必要時に迅速に対応していきます。	防災安全室 地域振興課
	新手の犯罪手口も次々と生まれていることから、各種講座や講演会、町のイベント、地域で開催されるいきいきサロンの場などを利用して、防犯に関する情報を提供していくことで、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止に努めます。	防災安全室 社会福祉協議会
	防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を実施します。ゆるやかな見守り活動として、みまもり隊ボランティアを募集し、地域の見守り体制づくりの取組を行います。また、見守り情報が福祉の改善につながった「成功事例」を「みまもり隊通信」で大きく紹介するなどして活動意欲の高揚を図ります。	

（４）生活に困難を抱える人への重層的支援

【現状・課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

また、自殺に関する正しい知識を普及啓発し、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援することや再犯防止の取組が必要です。

【方向性】

生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

また、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進します。

【地域・住民の取組】

○地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行いましょう。

○地域で支援を必要としている人を民生児童委員など適切な相談者などへつなげましょう。

○地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実します。

○地域で支援を必要としている人に、きめ細かなサービスを提供します。

【行政・社会福祉協議会の取組】

① 生活に困難を抱える人への支援体制の構築

施策	内容	担当
生活困窮者自立支援制度の促進	生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を生活支援・相談センターと連携を図りながら行います。また、困難ケースであっても関係機関と連携を図りながら粘り強く対応していきます。	健康福祉課 社会福祉協議会
自殺対策の推進	自殺や自殺に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するとともに、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援します。	健康福祉課

② 再犯防止の取組の推進

施策	内容	担当
再犯防止等の地域づくりの推進	犯罪や非行をした者が、地域で安心して暮らせるよう、社会復帰後も途切れることなくその人の特性に応じた指導や支援を受けることができるよう、新たに県地域生活定着支援センターとの連携を図り、福祉サービス利用に必要な準備や相談支援等を行います。	健康福祉課
再犯防止の取組の推進	犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため保護司会・更生保護女性会とともに「社会を明るくする運動」を行い、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発を行います。	総務課

成果指標

項目	現状値	目標値 令和 10 年度
ボランティア活動に参加している人の割合	10.8%	15%
福祉に関する情報について<入ってくる>（「かなり入ってきている」と「ある程度入ってきている」の合計）と回答した人の割合	28.3%	50%
福祉サービス全体の質の向上に<満足>（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した人の割合	12.0%	20%
近所に、悩みを相談したり、助け合ったりできる人がいると回答した人の割合	37.1%	50%
ボランティアセンターの認知度	39.2%	60%

1 趣旨

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした自分ひとりで判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

本町においては、令和3年3月に八百津町成年後見制度利用促進計画を策定しました。その後、国が令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定したことを受け、本町でも国の計画を踏まえて、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から地域福祉（活動）計画と一体的に策定することとなりました。また、今後も認知症高齢者や精神障がい者等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に成年後見制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、八百津町成年後見制度利用促進基本計画（第2期）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、八百津町における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。また、本計画は「八百津町地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「介護保険事業計画・老人福祉計画」「八百津町障がい者福祉計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

|| 3 基本目標

権利を擁護するために支援が必要な人（その人らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが困難な方々（認知症の方、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいがある人））が、本人の意思や権利を最大限尊重され、地域で自分らしい生活を継続するためには、地域住民や関係機関等の見守り等を通じた成年後見制度へのつなぎや、地域での関係機関との連携による適切な支援体制の構築が必要です。

第1期計画では、すべての町民や支援者等に対する制度の周知・啓発を推進し、権利を擁護するために支援が必要な人を適切に制度につなげるため、成年後見制度の利用促進に向けた基本目標を「誰もが制度を知っていて、どこに相談するかがわかる仕組みづくり」とし、計画を推進してきました。

本計画においても、この基本目標を引継ぎ、成年後見制度利用促進の取組を推進していきます。

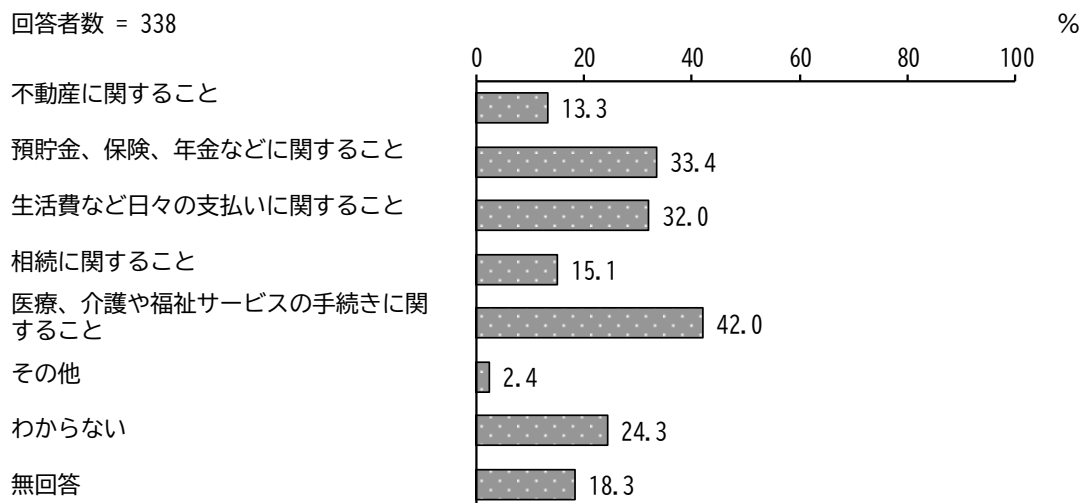
4 施策の展開

(1) 誰もが安心して暮らせる、おもいやりある仕組みづくり

本町では、八百津町成年後見相談センターを中心に、成年後見制度など権利擁護支援が必要な住民に対する相談支援の充実を図っているとともに、円滑な申立手続きの取組や適切な後見人等候補者の選定に取り組んでいます。その中で、将来成年後見制度の利用が必要になる住民の早期発見から支援体制の充実が課題として挙がっています。

八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果をみると、障がいや認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）について、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」「預貯金、保険、年金などに関すること」「生活費など日々の支払いに関すること」などが上位に挙がっています。

障がいや認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）



資料：八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（令和5年度）

成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の重視が必要です。このため、市民後見人を養成し、利用者に寄り添った支援を行うとともに、制度の早期利用を推進し、利用者が、自身の意思を尊重した支援が受けられるような取組が必要です。

① 支援の必要な人への早期対応につながる相談支援の充実

権利擁護などのすべての相談事が、「八百津町成年後見相談センター（中核機関）」（健康福祉課と社協（社会福祉協議会））へとつながり、適切な支援窓口へとつなぎます。どのようなことでも安心して相談できる雰囲気づくりをするとともに中核機関としての機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等）の推進を図ります。

② 利用者に寄り添った制度の運用

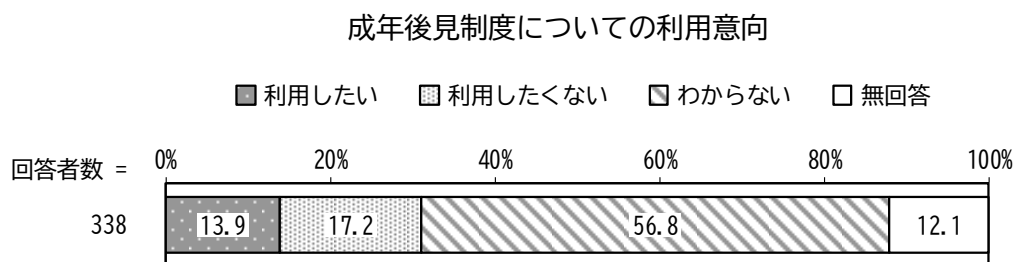
円滑に申立支援が行えるよう、八百津町成年後見等審判申立判定会議を開催するほか、後見人等報酬助成事業の適切な運用に努めます。

また、制度の利用につながる申立支援や適切な成年後見人等候補者の推薦、制度利用の申立手続きにかかる負担軽減及び対象者の経済的負担の軽減を図り、本人や家族にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組みます。成年後見制度だけではなく、その人に合った適切な権利擁護支援事業と連携していきます。

（２）地域で支える体制の構築・活用

本町は、成年後見制度利用促進体制の整備として、可茂圏域権利擁護支援推進協議会において、関係機関との連携を図っています。

八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果をみると成年後見制度の利用意向について、「わからない」が56.8%と最も高く、次いで「利用したくない」が17.2%、「利用したい」が13.9%となっています。



資料：八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（令和5年度）

町民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりが重要であることから、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークの構築が必要です。

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

① 可茂圏域における広域連携の強化

広域（可茂圏域）で共有できる考え方や仕組みを検討し、マニュアル作成や合同研修、市民後見人講座などを検討します。また、圏域の各市町村で様々な事例を共有し経験値の積み上げを行うほか、困難ケースなど町のみで解決できないものは、広域で検討し、対応します。さらに、2名（司法と福祉）のアドバイザーによる講義や、広域で共通して取り組める研修会、市民後見人講座等の事業を開催し、知識の共有や対応についての能力向上を図ります。

② 多様な主体による権利擁護支援の体制づくり

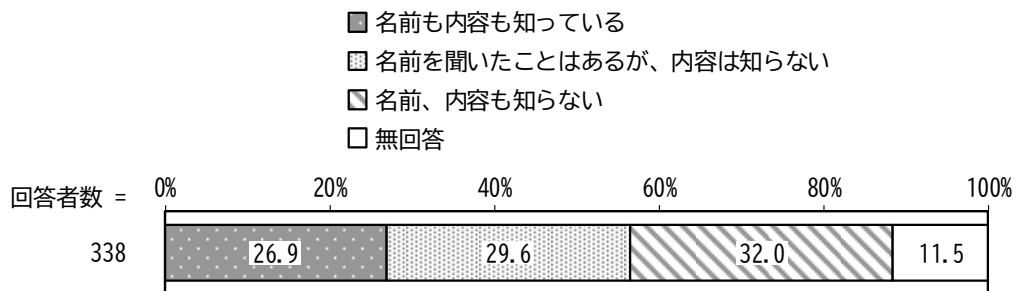
地域・関係機関が連携協力を行い、権利擁護に関する支援の必要な人を発見し、速やかに必要な支援につなぐとともに、本人の意思や状況を把握し、継続的に見守りができる体制づくりに努めます。また、医療、福祉、司法および関係団体等が互いに連携し、権利擁護と成年後見制度の利用促進のための「チーム」「協議会」「中核機関」で構成する地域連携ネットワークの体制整備を構築し、地域全体で成年後見制度利用が促進するよう意識の醸成を図ります。

(3) 誰もが制度を身近に感じられる運用

本町では、成年後見制度の住民への広報活動として、八百津町成年後見相談センターのパンフレットを作成し、全戸配布し周知を図っています。

八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果をみると、「成年後見制度」の認知度について、「名前、内容も知らない」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた割合が61.6%と高くなっています。

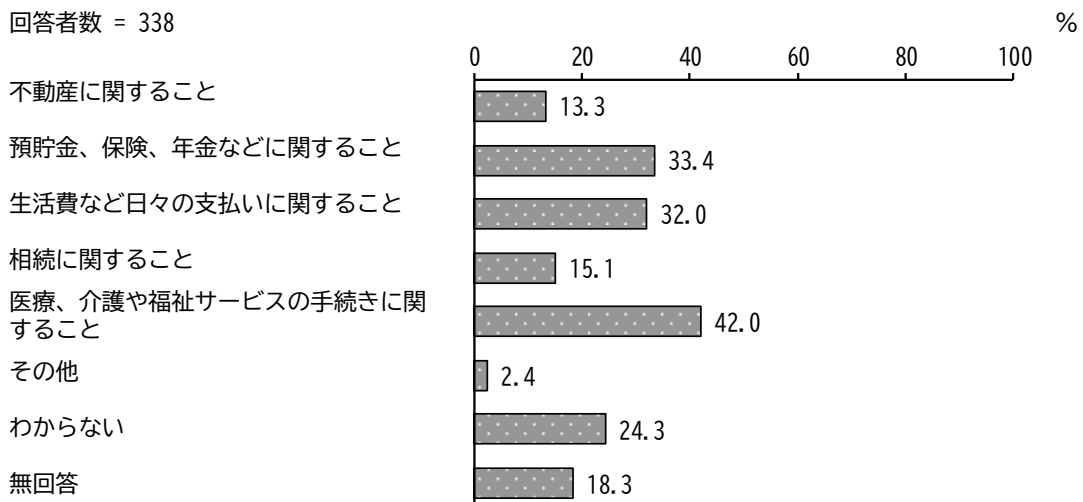
成年後見制度についての認知度



資料：八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（令和5年度）

また、障がいや認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）について、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」「預貯金、保険、年金などに関すること」「生活費など日々の支払いに関すること」などが上位に挙がっています。

障がいや認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと（困ること）【再掲】



資料：八百津町障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査結果（令和5年度）

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがない、親族の協力が得られない、または経済的理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

成年後見制度については、高齢になっても障がいを持っていたり、住み慣れた地域の一員として、尊厳を持って生活できる地域社会のために欠くことのできない制度であるにもかかわらず、その認知度が十分とはいえない状況であるため、制度を広く周知し町民生活の中に定着していくことが必要です。また、町民への周知、理解へつなげるため、行政職員や社協、ケアマネジャー、相談支援員、介護職員等支援者の知識向上へ向けた取組も必要です。

① 成年後見制度・権利擁護支援に関する啓発の推進

成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、広報紙や講座、講演会、相談会、多様な広報媒体を通して、町民への周知と正しい理解の促進を図るとともに、制度の認知度向上に努めていきます。

また、地域連携ネットワークを活用し、支援者への制度、支援内容についての啓発を行います。

② 支援者の資質向上

支援者・専門職向け研修会を開催し、支援者の知識、能力の向上に努めるとともに、権利擁護を支援する人材育成や後見人等（専門職・法人後見・市民後見人）をはじめとする、権利擁護支援の担い手の確保に向けた取組を継続していきます。

成果指標

項目	現状値	目標値 令和10年度
成年後見制度の認知度	26.9%	50%

八百津町再犯防止推進計画

1 趣旨

罪を犯した人達の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

国においては、犯罪をした人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、市町村に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施する責務を規定するとともに、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務として規定しました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障がいがある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

こうした国の動向を受け、本町においても「八百津町再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、「第5期八百津町地域福祉（活動）計画」の基本理念である「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」に寄与することを目的に策定するものです。

|| 3 基本的方針

再犯防止の取組は、これまでは主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関とともに地方公共団体、民間協力者等が一丸となって支援に取り組むことが必要となります。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する町の役割も重要となります。

そのため、本町では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び岐阜県再犯防止推進計画に掲げられる国の重点課題並びに県の主な取組内容を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。

|| 4 具体的施策

(1) 支援機関の連携強化

犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、関心と理解を深める取組を推進します。また、立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護の活動には、保護司や更生保護施設をはじめとした多くの関係機関が関わっており、こうした民間協力者等と町が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。

(2) 支援制度の活用促進

性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人等の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。

また、支援を必要とする人が、地域社会で安定した生活が送れるように、相談支援や情報提供の更なる充実を図り、高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービスの適切な提供に努めます。

矯正施設から出所した後に住む場所に困っている人等を含む住宅確保要配慮者の住宅の確保に県や近隣市町村と連携して支援を行っていきます。

（３）支援協力者の確保・支援

犯罪をした者等の社会復帰にあたっては、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である「保護司」が、無給の民間ボランティアとして支援をしています。

犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪や非行を予防するための活動等を行っている保護司や更生保護女性会等民間協力者の活動を支援するとともに、関係機関と連携して、町内の保護司及び協力雇用主等の確保に向けたＰＲに努めます。

（４）広報・啓発活動の促進

犯罪や非行をした人たちの更生について広く地域住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間などの取組を通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

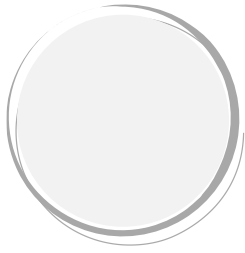


計画の推進

1 計画の推進体制と評価

本計画の推進を図るため、地域住民、住民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、第4章に記載している成果目標や、各事業の実施状況等を定期的に保健福祉推進協議会で把握・評価しながら改善・見直しを行います。

さらに、広報紙やホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。



参考資料

1 策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和4年12月27日～ 令和5年1月20日	◆住民アンケート調査	○調査概要 ・ 町内の20歳以上の人1,000人配布 （抽出）、407人有効回答
令和5年12月14日	◆八百津町地域福祉計画の 策定に向けた懇談会	・ 地域の活動の現状や、活動を今後 も残していくために必要なこと について意見交換
令和5年12月27日～	◆第1回八百津町保健福祉 推進協議会＜書面開催＞	・ 第5期八百津町地域福祉（活動） 計画の骨子について
令和6年1月30日	◆第2回八百津町保健福祉 推進協議会	・ 第5期八百津町地域福祉（活動） 計画について
令和6年2月21日～ 令和6年3月11日	◆パブリックコメント	・ 意見なし

2 八百津町保健福祉推進協議会設置要綱

平成 10 年 6 月 1 日

訓令甲第 19 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民の一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した安心のある生活を家庭や地域のなかで送れるよう、町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して福祉のまち「やおつ」の実現を目的として「八百津町保健福祉推進協議会」(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(業務)

第 2 条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域福祉計画策定
- (2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- (3) 障がい者計画策定
- (4) 計画進行の評価及び建議
- (5) 保健・医療・介護・福祉・教育関係機関との情報の交換
- (6) 健康づくり事業に関する調査、研究、啓発
- (7) その他推進協議会の目的達成に必要な事項

(組織及び構成)

第 3 条 推進協議会委員は、委員 20 名以内で組織し、次に掲げる中から選び構成する。

- (1) 社会福祉関係団体の代表
- (2) 医師会等保健医療関係団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 福祉施設の代表
- (5) 教育関係の代表
- (6) 学識経験者

2 委員は町長が委嘱する。

3 推進協議会に会長・副会長を置き、委員の内から互選する。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて随時会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。

(専門部会)

第6条 推進協議会に、次の部会を置き、専門分野における意見を求めることができる。

(1) 地域福祉計画策定部会

(2) 老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定部会

(3) 障がい者計画策定部会

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉課に置く、また事務の効率化を図るため別途担当所管課による作業員を構成する。

附 則

この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

附 則(平成14年7月15日訓令甲第6号の3)

この要綱は、平成14年7月16日から施行する。

附 則(平成17年11月28日訓令甲第27号の2)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日訓令甲第4号の2)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令甲第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令甲第30号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令甲第23号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 令和4・5年度 八百津町保健福祉推進協議会名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	協議会役職等	所属
瀬瀬 秀行	会長	八百津町社会福祉協議会 会長
古瀬 裕平	副会長	古瀬歯科医院 院長
井戸 信介	委員	八百津町教育委員会 主幹
岩井 久美子	委員	八百津町食生活改善推進協議会 会長
各務 敏哉	委員	学識経験者
白木 千博	委員	住民代表
柘植 文子	委員	八百津町民生児童委員協議会 主任児童委員
羽賀 大祐	委員	社会福祉法人 錦江舎 夢眠 施設長
橋本 辰典	委員	八百津町国民健康保険運営協議会 会長
林 勝治	委員	八百津町民生児童委員協議会 会長
藤本 清久	委員	学識経験者
湊屋 剛	委員	和知すこやかクリニック 院長
宮ノ腰 美ゆき	委員	八百津町教育委員会 教育委員

※会長、副会長以外50音順

4 用語解説

【 ア行 】

◆SDGs

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

◆NPO

特定非営利活動促進法に定める分野の非営利活動を行う民間の団体が、特定非営利活動法人（NPO法人）という法人格を取得することで、継続的かつ健全な活動を展開することができる制度。

【 カ行 】

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいう。

【 サ行 】

◆自主防災組織

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織。

◆重層的支援体制整備事業

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「困りごと」に対応するための支援施策を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業のこと。

◆生活困窮者

生活困窮者自立支援法第2条第1項に定める「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う後見人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにする等、本人を不利益から守る制度。

【 夕行 】

◆第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

◆地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

◆地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

【 ナ行 】

◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

◆認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

◆認知症高齢者

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

【 ハ行 】

◆8050問題

80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題のことをいう。

◆ひきこもり

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。

【 マ行 】

◆民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【 ヤ行 】

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

◆要配慮者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」という言葉に代わり定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

第5期八百津町地域福祉（活動）計画

2024 年（令和6 年）3 月

発行：八百津町

〒505-0392

岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2

電話 0574-43-2111

編集：八百津町健康福祉課

八百津町社会福祉協議会